

平成24年度実績評価書

平成 2 5 年 7 月
国家公安委員会・警察庁

はじめに

「国家公安委員会及び警察庁における政策評価に関する基本計画」(平成24年3月国家公安委員会・警察庁決定。以下「基本計画」という。)において、実績評価を実施する場合は、警察行政における主要な目標(基本目標)及び当該基本目標を実現するための個別の政策が目指す具体的目標(業績目標)を設定し、業績目標ごとに設定した業績指標を1年以上の一定期間測定することにより、業績目標の実現状況を評価することとされている。

国家公安委員会及び警察庁は、平成24年3月に、基本目標、業績目標、業績指標等を記載した「平成24年度実績評価計画書」を作成したところ、このたび、基本計画及び「平成25年度政策評価の実施に関する計画」(平成25年3月国家公安委員会・警察庁決定)に基づき、「平成24年度実績評価計画書」において示した18の業績目標の実施状況についてそれぞれ評価を行った。

本評価書はその評価結果等を踏まえ作成したものである。

凡 例

1 達成度の評価の基準について

達成：

指標を全て達成していると認められるもの

おおむね達成：

指標を全て達成しているとは認められないが、総合的に見て達成の度合いが半分を超えていると認められるもの

達成が十分とは言い難い：

指標を全て達成しているとは認められないもの

2 認知件数等について

認知件数

警察において発生を認知した事件の件数をいう。

検挙件数

警察において検挙した事件の件数をいう。

送致件数

警察において送致・送付した事件の件数をいう。

検挙人員

警察において検挙した事件の被疑者の数をいう。

送致人員

警察において事件を送致・送付した被疑者の数をいう。

なお、同一人について同種の余罪がある場合、同一の罪について共犯者がある場合があることから、罪種により、検挙件数の合計と検挙人員の合計は必ずしも一致しない。

3 刑法犯及び特別法犯について

刑法犯

特に断りのない限り、道路上の交通事故に係る危険運転致死傷、業務上（重）過失致死傷及び自動車運転過失致死傷を除いた「刑法」に規定する罪並びに「爆発物取締罰則」、「決闘罪ニ関スル件」、「暴力行為等処罰ニ関スル法律」、「盗犯等ノ防止及処分ニ関スル法律」、「航空機の強取等の処罰に関する法律」、「火炎びんの使用等の処罰に関する法律」、「航空の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律」、「人質による強要行為等の処罰に関する法律」、「流通食品への毒物の混入等の防止等に関する特別措置法」、「サリン等による人身被害の防止に関する法律」、「組織的な犯罪の処罰及び犯

罪収益の規制等に関する法律」、「公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律」及び「公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等の処罰に関する法律」に規定する罪をいう。

特別法犯

上記の「刑法犯」以外の罪をいう。ただし、特に断りのない限り、道路上の交通事故に係る危険運転致死傷、業務上（重）過失致死傷及び自動車運転過失致死傷並びに「道路交通法」、「道路運送法」、「道路運送車両法」、「道路法」、「自動車損害賠償保障法」、「高速自動車国道法」、「駐車場法」、「自動車の保管場所の確保等に関する法律」、「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」、「タクシー業務適正化特別措置法」、「貨物利用運送事業法」、「貨物自動車運送事業法」、「スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律」及び「自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律」に規定する罪を除く。

なお、特別法犯については、原則として認知件数は計上していない。

政策体系(国家公安委員会・警察庁)

基本目標	業績目標	ページ
1 市民生活の安全と平穏の確保	1 総合的な犯罪抑止対策の推進	1
	2 地域警察官による街頭活動及び初動警察活動の強化	4
	3 良好な経済活動等の確保及び環境破壊等の防止	6
2 犯罪捜査の的確な推進	1 重要犯罪・重要窃盗犯の検挙向上	8
	2 政治・行政・経済の構造的不正の追及の強化	10
	3 振り込め詐欺を始めとする特殊詐欺の捜査活動及び予防活動の強化	12
	4 科学技術を活用した捜査の更なる推進	14
	5 被疑者取調べの適正化の更なる推進	16
3 組織犯罪対策の強化	1 暴力団等犯罪組織の存立基盤の弱体化	18
	2 来日外国人犯罪対策の強化	20
4 安全かつ快適な交通の確保	1 歩行者・自転車利用者の安全確保	22
	2 運転者対策の推進	24
	3 道路交通環境の整備	26
5 国の公安の維持	1 重大テロ事案等を含む警備犯罪への的確な対処	30
	2 大規模自然災害等の重大事案への的確な対処	33
	3 対日有害活動、国際テロ等の未然防止及びこれら事案への的確な対処	36
6 犯罪被害者等の支援の充実	1 犯罪被害者等に対する経済的支援・精神的支援等総合的な支援の充実	38
7 安心できるIT社会の実現	1 情報セキュリティの確保とネットワーク利用犯罪等サイバー犯罪の抑止	41

平成24年度実績評価書

基本目標1 業績目標1

基本目標	市民生活の安全と平穩の確保				
業績目標	総合的な犯罪抑止対策の推進				
業績目標の説明	犯罪を未然に防止するための各種対策、少年の非行防止や良好な生活環境の保持を目的とした施策等、総合的な犯罪抑止対策を推進することにより、国民が安全にかつ安心して暮らせる社会を実現する。				
基本目標に関係する 予算額・執行額等	区分	22年度	23年度	24年度	25年度
	当初予算(a)	211,866 < 119,561,384 >	190,841 < 103,367,889 >	78,841 < 116,268,682 >	114,698 < 112,061,442 >
	補正予算(b)	0 < 3,838,330 >	0 < 59,467,300 >	0 < 49,653,975 >	
	繰越し等(c)	0 < 35,885,711 >	0 < 19,596,630 >		
	合計(a+b+c)	211,866 < 159,285,425 >	190,841 < 182,431,819 >		
執行額(千円)	175,983 < 122,648,492 >	177,822 < 136,600,031 >			
上段には生活安全警察費を、下段には複数の基本目標に係る共通経費を、それぞれ計上した。					
業績目標に関係する内閣の 重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	「安全・安心なまちづくり全国展開プラン」(17年6月犯罪対策閣僚会議決定) 第1 住民参加型の安全・安心なまちづくり全国展開 第2 住まいと子どもの安全確保 第3 健全で魅力あふれる繁華街・歓楽街の再生				
	「子ども安全・安心加速化プラン」(18年6月犯罪対策閣僚会議・青少年育成推進本部合同会議了承) 地域の力で子どもを非行や犯罪被害から守る 子どもが非行・犯罪被害に巻き込まれない力を地域で育む 困難を抱える子どもの立ち直り等を地域で支援する				
	「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」(20年12月犯罪対策閣僚会議決定) 第1 身近な犯罪に強い社会の構築 1 防犯ボランティア活動等の促進 2 犯罪に強いまちづくりの推進 5 子どもと女性の安全を守るための施策の推進 第2 犯罪者を生まない社会の構築 1 少年の健全育成と孤立した若者等の社会参加の促進 第3 国際化への対応 4 国際組織犯罪対策 人身取引対策の推進 第4 犯罪組織等反社会的勢力への対策 3 銃器対策の推進 厳格な銃砲刀剣類行政の推進 5 組織的に敢行される各種事犯への対策 違法風俗店等に対する取締りの推進				
	「子ども・若者ビジョン」(22年7月子ども・若者育成支援推進本部決定) 第3 子ども・若者等に対する施策の基本的方向 2 困難を有する子ども・若者やその家族を支援する				

業績指標	項目	基準						実績 24年度
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	19-23年度 (平均)	
地域住民等の安全を脅かしている犯罪(注)の認知件数	重要犯罪	16,667	15,751	14,880	14,548	14,141	15,197	14,349
	殺人	1,235	1,254	1,101	1,047	1,033	1,134	1,041
	強盗	4,419	4,373	4,433	3,894	3,674	4,159	3,594
	放火	1,491	1,438	1,237	1,204	1,035	1,281	1,030
	強姦	1,755	1,517	1,349	1,259	1,198	1,416	1,293
	略取誘拐・人身売買	217	162	153	171	172	175	170
	強制わいせつ	7,550	7,007	6,607	6,973	7,029	7,033	7,221
	住宅対象侵入犯罪	128,593	112,782	103,116	93,160	85,254	104,581	81,606
	住宅強盗	403	364	366	300	274	341	278
	空き巣	75,504	64,544	57,801	51,587	45,396	58,966	43,864
忍込み	20,552	18,590	17,112	16,044	15,967	17,653	13,410	
居空き	5,464	4,786	4,465	3,883	3,616	4,443	3,732	
住居侵入	26,670	24,498	23,372	21,346	20,001	23,177	20,322	
24年度は暫定値 (25年4月生活安全企画課作成)								
注: 「治安に関する特別世論調査」(平成24年7月内閣府実施)及び重点的に抑止すべきとして各都道府県警察が選定した犯罪を総合的に勘案し、重要犯罪及び住宅対象侵入犯罪を地域住民等の安全を脅かしている犯罪として選定した。								
達成状況: (重要犯罪)	達成目標	地域住民等の安全を脅かしている犯罪の認知件数を前年度よりも減少させる。						
達成状況: (住宅対象侵入犯罪)								

参考指標・参考事例	参考指標	項目	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	19～23年度 (平均)	24年度	
	刑法犯認知件数	刑法犯認知件数(件)	1,888,301	1,794,432	1,670,578	1,557,034	1,459,195	1,673,908	1,361,488	
		24年度は暫定値 (25年4月生活安全企画課作成)								
	参考指標	項目	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	19～23年度 (平均)	24年度	
	防犯ボランティア団体の活動状況(防犯ボランティア団体数及び構成員数)	団体数(団体)	37,774	40,538	42,762	44,508	45,672	42,251	46,673	
		構成員数(人)	2,342,279	2,501,175	2,629,278	2,701,855	2,713,968	2,577,711	2,773,597	
		(25年4月生活安全企画課作成)								
	【事例】 企業の従業員有志によって構成される防犯ボランティア団体においては、終業後に徒歩による防犯パトロールを実施している。同団体では、犯罪の発生状況に応じて巡回コースを変更するなど弾力的かつ効果的な活動を展開するほか、パトロール活動を通じて把握した危険箇所や防犯灯の必要箇所について、自治体に情報提供を行うなど、地域の防犯環境整備に大きく貢献している(岐阜)。									
	参考指標	項目	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	19～23年度 (平均)	24年度	
	街頭防犯カメラの整備台数	整備台数(台)(注4)	363	363	461	540	791	504	921	
		注4:警察が設置・管理している台数 (25年4月生活安全企画課作成)								
	参考指標	項目	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	19～23年度 (平均)	24年度	
	少年非行防止のための取組の推進状況(刑法犯少年の検挙人員、不良行為少年の補導人員及び少年相談受件数)	刑法犯少年の検挙人員(人)	101,027	89,842	90,521	83,469	75,974	88,167	63,248	
		項目	19年	20年	21年	22年	23年	19～23年 (平均)	24年	
		不良行為少年の補導人員(人)	1,551,726	1,361,769	1,013,840	1,011,964	1,013,167	1,190,493	917,926	
		少年相談受件数(非行問題)(件)	14,794	13,720	13,768	14,041	13,556	13,976	13,341	
24年度の刑法犯少年の検挙人員は暫定値 (24年4月少年課作成)										
【事例】 窃盗の非行歴を有する無職少年に対して面接を重ねた結果、母親と同じ介護の仕事への就業意欲を示すようになったことから、親子関係の修復を目的に介護士の母親による講義を実施するとともに、市の少年育成センター職員と連携して、市内の特別養護老人ホームに就労体験の実施の協力を求め、これを実施したところ、親子関係の改善が図られるとともに、少年自身が家庭における自らの居場所や介護士になるという目標とやりがいを見つけることができた(愛媛)。										
参考指標	項目	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	19～23年度 (平均)	24年度		
風俗関係事犯の検挙件数及び検挙人員並びに風俗営業等に対する行政処分件数	検挙件数(件)	7,809	7,893	7,043	7,113	7,175	7,407	7,073		
	検挙人員(人)	8,376	7,881	7,780	7,459	7,580	7,815	7,127		
	項目	19年	20年	21年	22年	23年	19～23年 (平均)	24年		
	行政処分件数(件)	9,631	8,864	9,398	9,145	8,894	9,186	8,854		
24年度は暫定値 (24年4月保安課作成)										
参考指標	項目	19年	20年	21年	22年	23年	19～23年 (平均)	24年		
猟銃等による事件・事故の発生件数	発生件数(件)	67	54	52	40	33	49	31		
	うち事件	12	2	3	5	5	5	0		
	うち事故	55	52	49	35	28	44	31		
24年度は暫定値 (24年4月保安課作成)										
業績目標達成のために行った施策	地域住民の理解を得た上での街頭防犯カメラの整備の促進[行政事業レビュー対象事業:57 街頭防犯カメラ整備パイロット事業] 21年度から23年度に実施した「街頭防犯カメラシステムモデル事業」及び「街頭防犯カメラ整備パイロット事業」の成果を取りまとめ、各都道府県警察に提供するなど、街頭防犯カメラの整備に向けた取組を実施した。									
	防犯ボランティア団体相互のネットワークづくりの推進[行政事業レビュー対象事業:6 防犯ボランティア支援事業の推進] 警察庁ウェブサイト内の「自主防犯ボランティア活動支援サイト」において、全国の防犯ボランティア団体を紹介するとともに、約900団体の活動事例を紹介した。また、全国を6地区に分けて「ブロック別防犯ボランティアフォーラム」を開催し、効果的な活動事例の発表、参加団体間での意見交換や情報交換を行い、その開催記録を上記サイトに掲載するなどして、防犯ボランティア団体相互のネットワークづくりを推進した。									
	子供女性安全対策班が行う先制・予防的警察活動等の子供と女性を性犯罪等の被害から守るための取組の推進 子供と女性を性犯罪等の被害から守るため、21年4月に全国の警察本部に設置した「子供女性安全対策班」及び警察署において、24年度中、強制わいせつ、公然わいせつ、迷惑防止条例違反等1,304件を検挙するとともに、指導・警告2,324件を実施した。									
	携帯電話の電子メール等による犯罪情報や地域安全情報の提供の推進 各都道府県警察において、地域住民に向けて、警察の保有する犯罪発生情報や防犯対策情報等を携帯電話の電子メール、ウェブサイト、広報紙等の様々な手段及び媒体を用いて提供した。									
	防犯優良マンション等防犯性に優れた住宅の普及の促進 防犯関係団体と協力して、防犯に配慮した構造や設備を有するマンションを防犯優良マンションとして登録又は認定する制度の構築を推進し、25年3月末現在、23都道府県で整備されている。									
	防犯性能の高い建物部品の開発・普及の促進 警察庁、経済産業省、国土交通省及び建物部品関連の民間団体で構成する「防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議」において、一定の防犯性能があると評価した建物部品(CP部品)の開発・普及に努め、25年3月末現在、17種類3,185品目を掲載した「防犯性能の高い建物部品目録」をウェブサイトで公表している。									

	<p>非行少年の立ち直り支援に係る施策の推進〔行政事業レビュー対象事業：7 児童ポルノ対策・少年非行防止対策の推進〕</p> <p>各都道府県警察において、問題を抱えた個々の少年に積極的に連絡をとり、地域住民や関係機関・団体等と連携して、各種体験活動等を通じた非行少年の立ち直り支援活動を行った。さらに、非行防止教室の開催等を通じた小学生等の規範意識の醸成を図るとともに、非行少年の立ち直りの大きな阻害要因となっている不良交友関係の解消に向けた集団的不良交友関係の実態の把握及び分析等の取組により、「非行少年を生まない社会づくり」を推進した。</p> <p>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の的確な運用を始めとする繁華街・歓楽街を再生するための総合対策の推進〔行政事業レビュー対象事業：8 わいせつ事犯取締用資機材の整備等〕</p> <p>全国会議等において、様々な形態で営業する違法性風俗店等につき、組織犯罪対策部門等の関係部門と連携して実態解明を進めるなどすることにより、取締りを一層推進するよう、都道府県警察に対し指示した。</p> <p>人身取引事犯の取締りの強化〔行政事業レビュー対象事業：5 子どもや女性を守るための匿名通報事業〕</p> <p>全国会議等において、各種法令を適用して悪質な雇用主やブローカーの摘発に重点を置いた取締りや被害者の適切な保護等、人身取引事犯に対する取組を一層強化するよう、都道府県警察に対し指示した。</p> <p>猟銃等の所持者に対する指導の強化及び講習会の充実</p> <p>全国会議等において、猟銃所持不適格者の適切な排除の推進、猟銃許可所持者に対する猟銃等の適正な保管等に関する指導を徹底するよう、都道府県警察に対し指示した。また、実際に発生した事故を基にした資料を新たに作成し、都道府県警察に対し当該資料を活用して猟銃等講習会等を効果的に実施するよう指示した。</p>	
<p>評価の結果 (目標の達成状況)</p> <p>評価結果:</p> <p>評価の結果の政策への反映の方向性</p>	<p>業績指標のうち、24年度の重要犯罪の認知件数は、過去5年間の平均値と比べて低い水準を維持したものの、前年度から増加(前年度比1.4パーセント増)し、目標の達成が十分とはいえない。また、住宅対象侵入犯罪の認知件数は、前年度からの減少率(4.3パーセント)が、刑法犯認知件数(参考指標)の減少率(6.7パーセント)を下回ったものの、前年度よりも減少しており、過去5年間の平均値と比べても低い水準を維持していることから、目標をおおむね達成した。</p> <p>上記のとおり、目標の達成が十分とはいえない指標もあるが、刑法犯認知件数が昨年度に引き続き減少している状況を勘案すれば、業績目標である「総合的な犯罪抑止対策の推進」をおおむね達成したと認められる。</p> <p>業績指標である「地域住民等の安全を脅かしている犯罪」を含む刑法犯認知件数は、24年度中は約136万件と、戦後最多を記録した平成14年から半減を達成したところであるが、業績指標として掲げた罪種のうち、強姦、強制わいせつの認知件数が増加(強姦:前年度比7.9パーセント増、強制わいせつ:前年度比2.7パーセント増)していることを踏まえ、地域の犯罪情勢に即した犯罪抑止対策を更に推進するとともに、子供女性安全対策班が行う先制・予防的活動等の子供と女性を性犯罪等の被害から守るための取組を的確に推進する。</p>	
<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>25年6月14日に開催した第26回警察庁政策評価研究会において有識者の意見を聴取した上で作成した。</p>	
<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>「平成24年の犯罪情勢」(25年6月警察庁) 「少年非行等の概要(平成24年1～12月)」(25年2月警察庁生活安全局少年課) 「平成24年中における風俗関係事犯の取締状況等について」(25年3月警察庁生活安全局保安課)</p>	
<p>政策所管課</p>	<p>生活安全企画課、少年課、保安課</p>	<p>政策評価実施時期</p> <p>24年4月から25年3月までの間</p>

平成24年度実績評価書

基本目標1 業績目標2

基本目標	市民生活の安全と平穩の確保				
業績目標	地域警察官による街頭活動及び初動警察活動の強化				
業績目標の説明	地域警察官の執行力の強化、交番機能の強化等により地域警察官による街頭活動の一層の推進を図るとともに、通信指令機能の強化を中心とした初動警察活動の強化を図る。				
基本目標に関する 予算額・執行額等	区分	22年度	23年度	24年度	25年度
	当初予算(a)	211,866 < 119,561,384 >	190,841 < 103,367,889 >	78,841 < 116,268,682 >	114,698 < 112,061,442 >
	補正予算(b)	0 < 3,838,330 >	0 < 59,467,300 >	0 < 49,653,975 >	
	繰越し等(c)	0 < 35,885,711 >	0 < 19,596,630 >		
	合計(a+b+c)	211,866 < 159,285,425 >	190,841 < 182,431,819 >		
執行額(千円)	175,983 < 122,648,492 >	177,822 < 136,600,031 >			
上段には生活安全警察費を、下段には複数の基本目標に係る共通経費を、それぞれ計上した。					
業績目標に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうちなもの)	「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」(20年12月犯罪対策閣僚会議決定) 第1 身近な犯罪に強い社会の構築 2 犯罪に強いまちづくりの推進 地域警察活動の強化				

業績指標	項目	基準							実績
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	19～23年度(平均)	24年度	
刑法犯及び特別法犯の総検挙人員に占める地域警察官による検挙人員の割合	総検挙人員(人)	447,408	416,608	415,997	391,376	377,957	409,869	347,780	
	うち地域警察官による検挙人員(人)	371,938	345,371	345,170	324,428	309,175	339,216	275,888	
	占める割合(%)	83.1	82.9	83.0	82.9	81.8	82.8	79.3	
	24年度は暫定値		(25年4月地域課作成)						
達成状況:	達成目標	刑法犯及び特別法犯の総検挙人員に占める地域警察官による検挙人員の割合について、過去5年間並の高水準を維持する。							

参考指標	項目	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	19～23年度(平均)	24年度
地域警察官による刑法犯及び特別法犯の検挙状況	刑法犯(人)	310,169	287,182	285,188	270,480	258,051	282,214	229,590
	特別法犯(人)	61,769	58,189	59,982	53,948	51,124	57,002	46,298
	計	371,938	345,371	345,170	324,428	309,175	339,216	275,888
	24年度は暫定値		(25年4月地域課作成)					
参考指標	項目	19年	20年	21年	22年	23年	19～23年(平均)	24年
警察本部の通信指令室で直接受理した110番通報に対するリスパンス・タイム	リスパンス・タイム	7分02秒	6分59秒	6分58秒	6分53秒	6分54秒	6分57秒	7分1秒
		(25年4月地域課作成)						

業績目標達成のために 行った施策	管内実態に即したパトロール 「地域警察部門における犯罪が起きにくい社会づくりの推進に向けた取組事項について」(平成22年9月3日付け警察庁丁地発第124号)に基づき、都道府県警察に対し、犯罪の多発する時間帯・地域を重点に管内実態に即したパトロールを行い、犯罪の抑止及び検挙に努めるよう指示した。
	職務質問技能の伝承 「職務質問技能伝承の効果的推進について(通達)」(平成20年4月18日付け警察庁丙地発第13号)、「職務質問技能伝承体制の拡充整備等の推進について」(平成20年4月18日付け警察庁丁地発第54号)に基づき、全都道府県警察本部に設置の職務質問技能指導班による指導、専科教養の実施、研修会の開催等、地域警察官の職務質問技能の伝承に関する取組を推進した。
	交番相談員の増配置 平成24年度地方財政計画に基づき、交番相談員の増員要求を行った結果、24年4月1日現在、23年4月と比べ50人の増員が行われた。
	初動警察刷新強化施策の定着化 「初動警察刷新強化のための指針」(平成20年12月10日付け初動警察強化推進委員会決定)、「警察通信指令に関する規則」(平成21年国家公安委員会規則第9号)等に基づき推進してきた初動警察刷新強化の取組について、「初動警察刷新強化の取組の定着化について(通達)」(平成24年5月24日付け警察庁丙地発第19号)に基づき、重点施策の定着化を図るよう都道府県警察に指示した。

<p>評価の結果 (目標の達成状況)</p>	<p>業績指標 については、刑法犯及び特別法犯の総検挙人員に占める地域警察官による検挙人員の割合が過去5年間の平均と比べ3.5ポイント低下したものの、依然として80パーセント近い高水準を維持していることから、目標をおおむね達成した。 したがって、業績目標である「地域警察官による街頭活動及び初動警察活動の強化」をおおむね達成したと認められる。</p>		
<p>評価結果:</p>	<p>パトロールによる犯罪の抑止及び検挙に努め、事件事故に迅速的確に対応できるよう、街頭活動及び初動警察活動の強化に向けた取組を推進する。</p>		
<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>25年6月14日に開催した第26回警察庁政策評価研究会において有識者の意見を聴取した上で作成した。</p>		
<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>「平成24年(1月～11月)の110番通報の概要等について」(25年1月警察庁生活安全局地域課)</p>		
<p>政策所管課</p>	<p>地域課</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>24年4月から25年3月までの間</p>

平成24年度実績評価書

基本目標1 業績目標3

基本目標	市民生活の安全と平穩の確保				
業績目標	良好な経済活動等の確保及び環境破壊等の防止				
業績目標の説明	経済活動を侵害し、国民の日常生活に影響を及ぼす犯罪及び環境犯罪の取締りとそれら犯罪への対策を推進することにより、良好な経済活動等を確保するとともに、環境破壊等を防止する。				
予算の状況(千円)	区分	22年度	23年度	24年度	25年度
	当初予算(a)	211,866 < 119,561,384 >	190,841 < 103,367,889 >	78,841 < 116,268,682 >	114,698 < 112,061,442 >
	補正予算(b)	0 < 3,838,330 >	0 < 59,467,300 >	0 < 49,653,975 >	
	繰越し等(c)	0 < 35,885,711 >	0 < 19,596,630 >		
	合計(a+b+c)	211,866 < 159,285,425 >	190,841 < 182,431,819 >		
執行額(千円)	175,983 < 122,648,492 >	177,822 < 136,600,031 >			
上段には生活安全警察費を、下段には複数の基本目標に係る共通経費を、それぞれ計上した。					
業績目標に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうちなもの)	「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」(20年12月犯罪対策閣僚会議決定) 第1 身近な犯罪に強い社会の構築 4 消費者の目線に立った生活経済事犯への対策の強化 第4 犯罪組織等反社会的勢力への対策 5 組織的に敢行される各種事犯への対策				

業績指標	項目	基準							実績	
		19年	20年	21年	22年	23年	19~23年(平均)	24年		
		経済犯罪等(注1)の検挙事件数及び検挙人員	利殖勧誘事犯(注2) 検挙事件数(件)	12	22	29	31	35		26
	検挙人員(人)	86	117	125	110	184	124	196		
	特定商取引等事犯(注3) 検挙事件数(件)	112	142	152	193	161	152	124		
	検挙人員(人)	299	279	371	430	314	339	259		
	ヤミ金融事犯(注4) 検挙事件数(件)	484	437	442	393	366	424	325		
	検挙人員(人)	995	860	815	755	666	818	470		
	食の安全に係る事犯(注5) 検挙事件数(件)	52	37	66	46	39	48	41		
	検挙人員(人)	90	91	132	85	76	95	73		
(25年4月生活経済対策管理官作成)										
注1:利殖勧誘事犯、特定商取引等事犯、ヤミ金融事犯及び食の安全に係る事犯										
注2:出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律、金融商品取引法、無限連鎖講の防止に関する法律等の違反に係る事犯										
注3:特定商取引に関する法律違反事件及び特定商取引(訪問販売、通信販売及び電話勧誘販売に係る取引、連鎖販売取引、特定継続的役務提供に係る取引並びに業務提供誘引販売取引をいう。)に関連した詐欺、恐喝等の事件										
注4:出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律違反(高金利)事件及び貸金業法違反事件並びに貸金業に関連した詐欺、恐喝、暴行等に係る事犯										
注5:食品衛生関係事犯及び食品の産地等偽装表示事犯										
達成目標	経済犯罪等について、次のとおり取締りを推進する。 利殖勧誘事犯 検挙事件数及び検挙人員について、前年よりも増加させる。 特定商取引等事犯 検挙事件数及び検挙人員について、前年並の水準を維持する。 ヤミ金融事犯 検挙事件数及び検挙人員について、前年並の水準を維持する。 食の安全に係る事犯 検挙事件数及び検挙人員について、23年中の検挙事件数及び検挙人員の前年比増減傾向を踏まえた水準を維持する。									
達成状況:										
業績指標	項目	基準							実績	
犯罪利用口座凍結のための金融機関への情報提供件数(注6)	19年	20年	21年	22年	23年	22~23年(平均)	24年			
	件数(件)				14,826	24,511	19,669	29,086		
注6:利殖勧誘事犯、特定商取引等事犯及びヤミ金融事犯に関するものに限る。(25年4月生活経済対策管理官作成)										
達成状況:	達成目標	犯罪利用口座凍結のための金融機関への情報提供件数を前年よりも増加させる。								

業績指標	項目	基準						実績
		19年	20年	21年	22年	23年	19～23年 (平均)	24年
		産業廃棄物事犯の 検挙事件数及び検 挙人員	検挙事件数(事件)	1,206	1,225	1,228	1,174	1,038
	検挙人員(人)	2,051	1,940	1,893	1,820	1,609	1,863	1,485
(25年4月生活経済対策管理官作成)								
達成状況:	達成目標	産業廃棄物事犯の検挙事件数及び検挙人員について、23年中の検挙事件数及び検挙人員の前年比増減傾向を踏まえた水準を維持する。						

参考指標	項目	19年	20年	21年	22年	23年	19～23年 (平均)	24年
		経済犯罪等の相談 件数	利殖勧誘事犯の相談件数(件)				10,069	9,779
	特定商取引等事犯の相談件数(件)				3,710	3,244	3,477	2,300
	ヤミ金融事犯の相談件数(件)		3,030	1,737	1,253	1,030	1,763	738
注: 利殖勧誘事犯の相談件数及び特定商取引等事犯の相談件数は、いずれも全国消費生活情報ネットワーク・システム(PIO-NET)に25年1月15日までに登録された相談のうち、既に金銭を支払ってしまったこと及び契約時期が年月まで判明したもの。また、ヤミ金融事犯の相談件数は、全国消費生活情報ネットワーク・システム(PIO-NET)に25年1月15日までに登録された相談のうち、「ヤミ金」、「やみ金」又は「闇金」のいずれかの文言を含み、かつ、既に金銭を支払ってしまったこと及び契約時期が判明したものを当庁で抽出したもの。								
参考指標	項目	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	19～23年度 (平均)	24年度
	「食品表示110番」への相談件数(件)	24,727	26,222	27,356	24,916	24,288	25,502	21,233
(農林水産省「食品表示110番の実績について」)								
参考指標	項目	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	19～23年度 (平均)	24年度
産業廃棄物の不法 投棄件数	不法投棄件数(件)	382	308	279	216	192	275	
(24年12月環境省「産業廃棄物の不法投棄等の状況(平成23年度)について」)								
参考指標	項目	19年	20年	21年	22年	23年	19～23年 (平均)	24年
知的財産権侵害事 犯の検挙事件数及 び検挙人員	検挙事件数(事件)	441	385	364	398	450	408	510
	検挙人員(人)	756	710	620	583	647	663	846
(25年4月生活経済対策管理官作成)								

業績目標達成のために 行った施策	犯罪利用口座凍結のための金融機関への情報提供の推進 利殖勧誘事犯を始めとする経済犯罪等の被害拡大防止及び被害回復を図るため、犯罪利用口座凍結のための金融機関への情報提供を推進した。
	経済犯罪等(特に、国民の健康を脅かす現実的可能性が高い事犯)の取締りの推進 国民の生活を脅かす利殖勧誘事犯、特定商取引等事犯、ヤミ金融事犯、食の安全に係る事犯を生活経済事犯の中で重点的に取り締まるべき事犯と位置付け、関係機関・団体と連携しつつ、取締りを推進した。
	関係機関・団体との連携の推進 「環境犯罪対策推進計画」(平成11年4月5日付け警察庁丙生環発第15号別添)に基づき、関係機関と連携しつつ、悪質な環境事犯に対する取締りを推進した。

評価の結果 (目標の達成状況)	業績指標 の については、目標を達成した。 業績指標 の については、前年と比べ、検挙事件数、検挙人員の減少率がそれぞれ23.0パーセント、17.5パーセントであり、いずれも減少率が15パーセントを超えたことから、目標の達成が十分とは言えない。 業績指標 の については、前年と比べ、検挙事件数の減少率が11.2パーセントであり10パーセントを超えるとともに、検挙人員の減少率が29.4パーセントであり15パーセントを超えたことから、目標の達成が十分とは言えない。 業績指標 の については、「食品表示110番」への相談件数(参考指標)が減少する中、23年中は検挙事件数、検挙人員の対前年比の減少率がそれぞれ15.2パーセント、10.6パーセントであったが、24年中は検挙事件数が前年よりも増加するとともに、検挙人員の対前年比の減少率が3.9パーセントであり、23年中の対前年比減少率を下回っていることから、目標を達成した。 業績指標 については、目標を達成した。 業績指標 については、産業廃棄物の不法投棄件数(参考指標)が減少する中、23年中は検挙事件数、検挙人員の対前年比の減少率がいずれも11.6パーセントであったが、24年中は検挙事件数、検挙人員の対前年比の減少率がそれぞれ3.0パーセント、7.7パーセントであり、23年中の対前年比減少率を下回っていることから、目標を達成した。 したがって、業績目標である「良好な経済活動等の確保及び環境破壊等の防止」をおおむね達成したと認められる。
	評価の結果の政策 への反映の方向性

学識経験を有する者の知 見の活用	25年6月14日に開催した第26回警察庁政策評価研究会において有識者の意見を聴取した上で作成した。
---------------------	---

政策評価を行う過程にお いて使用した資料その他 の情報	「平成24年中における生活経済事犯の検挙状況等について」(25年2月警察庁生活安全局生活経済対策管理官) 「食品表示110番の実績について」(25年4月農林水産省) 「産業廃棄物の不法投棄等の状況(平成23年度)について」(24年12月環境省)
-----------------------------------	--

政策所管課	生活経済対策管理官	政策評価実施時期	24年4月から25年3月までの間
-------	-----------	----------	------------------

平成24年度実績評価書

基本目標2 業績目標1

基本目標	犯罪捜査の的確な推進					
業績目標	重要犯罪・重要窃盗犯の検挙向上					
業績目標の説明	国民の安全・安心に資するよう、重要犯罪 ^(注1) 、重要窃盗犯 ^(注2) の検挙に向けた取組を推進する。					
基本目標に関する 予算額・執行額等	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	
	予算の 状況 (千円)	当初予算(a)	489,980 < 119,561,384 >	621,887 < 103,367,889 >	598,855 < 116,268,682 >	717,129 < 112,061,442 >
		補正予算(b)	0 < 3,838,330 >	0 < 59,467,300 >	164,750 < 49,653,975 >	
		繰越し等(c)	0 < 35,885,711 >	0 < 19,596,630 >		
		合計(a+b+c)	489,980 < 159,285,425 >	621,887 < 182,431,819 >		
執行額(千円)	333,419 < 122,648,492 >	554,606 < 136,600,031 >				
上段には刑事警察費を、下段には複数の基本目標に係る共通経費を、それぞれ計上した。						
業績目標に関する内閣 の重要政策(施政方針演 説等のうち主なもの)	<p>「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」(20年12月犯罪対策閣僚会議決定)</p> <p>第1 身近な犯罪に強い社会の構築</p> <p>6 自動車盗等身近な窃盗事犯への対策の推進</p> <p>第7 治安再生のための基盤整備</p> <p>1 人的・物的基盤の強化</p> <p>2 犯罪の追跡可能性の確保、証拠収集方法の拡充</p>					

業績指標	項目	基準						実績	
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	19～23年度 (平均)	24年度	
業績指標	各重要犯罪・重要窃盗犯の検挙率	重要犯罪(%)	61.4	63.1	63.9	64.0	64.2	63.3	65.0
		殺人	93.3	97.3	97.9	98.0	95.9	96.5	95.1
		強盗	63.3	59.8	63.5	64.3	65.3	63.2	67.2
		放火	73.0	76.6	68.3	77.9	82.8	75.7	76.8
		強姦	80.9	84.3	83.7	83.3	85.8	83.6	85.3
		略取誘拐・人身売買	86.2	90.1	86.3	87.1	82.6	86.5	92.4
		強制わいせつ	47.4	51.0	53.0	52.2	52.0	51.1	53.6
		重要窃盗犯(%)	52.7	52.9	51.8	47.9	49.4	50.9	48.7
		侵入窃盗	55.9	55.5	56.2	51.6	53.3	54.5	52.4
		自動車盗	41.5	45.8	36.1	36.5	33.8	38.7	35.9
		ひったくり	53.1	55.3	47.7	42.0	54.2	50.5	44.9
		すり	29.8	21.0	28.2	25.4	23.6	25.6	25.6
	達成状況:		達成目標	殺人、強盗、強姦、侵入窃盗、自動車盗等の検挙率を過去5年間の平均値よりも向上させる。					

参考指標	項目	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	19～23年度 (平均)	24年度	
		24年度は暫定値 上記の数値は、未遂罪及び予備罪を含む。							
参考指標・参考事例	各重要犯罪・重要窃盗犯の検挙人員	重要犯罪(人)	8,315	7,986	7,713	7,257	7,220	7,698	7,250
		殺人	1,163	1,163	1,053	991	940	1,062	917
		強盗	2,982	2,819	2,973	2,515	2,441	2,746	2,368
		放火	737	689	606	654	596	656	594
		強姦	1,003	964	871	800	799	887	870
		略取誘拐・人身売買	163	121	103	116	118	124	123
		強制わいせつ	2,267	2,230	2,107	2,181	2,326	2,222	2,378
		重要窃盗犯(人)	16,689	15,328	15,260	14,292	14,404	15,195	12,899
		侵入窃盗	11,956	10,982	11,007	10,401	10,730	11,015	9,533
		自動車盗	2,350	2,193	1,974	1,870	1,810	2,039	1,671
		ひったくり	902	1,253	1,455	1,088	1,062	1,152	840
	すり	1,481	900	824	933	802	988	855	
24年度は暫定値 上記の数値は、未遂罪及び予備罪を含む。									

参考指標	項目	19年	20年	21年	22年	23年	19～23年 (平均)	24年
検視官の臨場率	検視官の臨場率(%)	11.9	14.1	20.3	27.8	36.6	22.1	49.7
(25年4月捜査第一課作成)								

業績目標達成のために 行った施策	<p>情報分析支援システム(CIS - CATS)^(注3)の活用 連続的に発生する事件の傾向を分析する等、重要犯罪・重要窃盗犯の捜査に積極的に活用した。</p> <p><small>注3: 犯罪統計、犯罪手口等の犯罪関連情報を地図上に表示し、他の様々な情報と組み合わせるなどして、犯罪発生場所、時間帯、被疑者の特徴等を総合的に分析するシステム</small></p>
	<p>捜査特別報奨金制度の活用【行政事業レビュー対象事業:11 指名手配被疑者ポスターの作成等】 捜査特別報奨金制度の要綱を24年12月に改正して対象事件の拡充等を行い、24年度末までに殺人等の重要凶悪事件延べ124事件を対象に、同制度に基づく広告を実施した。</p>
	<p>DNA型鑑定の積極的活用【行政事業レビュー対象事業:10 犯罪鑑識官による鑑定、50 DNA型鑑定の実施】 DNA型鑑定の犯罪捜査への必要性を的確に判断して同鑑定を積極的に実施し、重要犯罪及び重要窃盗犯の捜査に活用した。</p>
	<p>DNA型データベースの活用【行政事業レビュー対象事業:10 犯罪鑑識官による鑑定、50 DNA型鑑定の実施】 遺留DNA型記録及び被疑者DNA型記録のデータベースを活用することで犯人の割出、余罪の発見を積極的にを行い、重要犯罪及び重要窃盗犯の捜査を推進した。</p>
	<p>自動車ナンバー自動読取システムの整備【行政事業レビュー対象事業:37 自動車ナンバー自動読取装置の整備】 通過する自動車のナンバーを自動的に読み取り、手配車両のナンバーと照合する自動車ナンバー読取システムの整備を進めた。</p>
	<p>適正な検視業務を推進するための取組【行政事業レビュー対象事業:49 司法解剖等の実施】 適正な検視業務を推進するため、検視官等の増強、検視業務に携わる警察官に対する研修の充実、資機材の整備等検視体制の強化を推進した。</p>
	<p>合同捜査及び共同捜査の推進 広域にわたる重要事件が発生した場合には、指揮系統を一元化し、関係都道府県警察が一体となって捜査を行う合同捜査や、指揮系統の一元化までは行わないものの、捜査事項の分担その他捜査方針の調整を行う共同捜査を積極的に推進した。</p>

評価の結果 (目標の達成状況)	<p>業績指標 について、重要窃盗犯の検挙率は過去5年間の平均値と比べ低下しているものの、重要犯罪の検挙率は過去5年間の平均値と比べ上昇しており、目標をおおむね達成した。 したがって、業績目標である「重要犯罪・重要窃盗犯の検挙向上」をおおむね達成したと認められる。</p>
評価結果:	
評価の結果の政策 への反映の方向性	

学識経験を有する者の 知見の活用	25年6月14日に開催した第26回警察庁政策評価研究会において有識者の意見を聴取した上で作成した。
---------------------	---

政策評価を行う過程にお いて使用した資料その他 の情報	情報分析支援システム(CIS - CATS)の犯罪統計
-----------------------------------	-----------------------------

政策所管課	捜査第一課、刑事企画課、犯罪鑑識官	政策評価実施時期	24年4月から25年3月までの間
-------	-------------------	----------	------------------

平成24年度実績評価書

基本目標2 業績目標2

基本目標	犯罪捜査の的確な推進					
業績目標	政治・行政・経済の構造的不正の追及の強化					
業績目標の説明	贈収賄事件、公職選挙法違反事件等の政治・行政をめぐる構造的不正及び金融証券関連事件等の経済をめぐる構造的不正は、我が国の社会・経済に対する信頼を根底から覆すものであることから、このような不正の追及を強化する。					
基本目標に関する 予算額・執行額等	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	
	予算の 状況 (千円)	当初予算(a)	489,980 < 119,561,384 >	621,887 < 103,367,889 >	598,855 < 116,268,682 >	717,129 < 112,061,442 >
		補正予算(b)	0 < 3,838,330 >	0 < 59,467,300 >	164,750 < 49,653,975 >	
		繰越し等(c)	0 < 35,885,711 >	0 < 19,596,630 >		
		合計(a + b + c)	489,980 < 159,285,425 >	621,887 < 182,431,819 >		
	執行額(千円)	333,419 < 122,648,492 >	554,606 < 136,600,031 >			
上段には刑事警察費を、下段には複数の基本目標に係る共通経費を、それぞれ計上した。						
業績目標に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)						

業績目標	業績指標	1 政治・行政をめぐる構造的不正事案の検挙状況							
	政治・行政・経済の構造的不正に係る犯罪の検挙状況(検挙事件数及び検挙事例)	項目	基準					実績	
			19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	19～23年度(平均)	24年度
		贈収賄(件)	40	58	30	36	42	41	25
		談合・競売入札妨害(件)	28	21	10	10	20	18	10
		あっせん利得処罰法違反(件)	0	0	0	0	2	0	0
		政治資金規正法違反(件)	0	0	0	1	4	1	1
	合計(件)	68	79	40	47	68	60	36	
	(25年4月捜査第二課作成)								
	<p>【事例】</p> <p>元農林水産省係長(45)は、21年12月下旬ころから22年5月下旬ころまでの間、数回にわたり、野菜等販売等を業とする会社役員から、同省からの補助金の交付に関し、有利かつ便宜な取り計らいを受けたことの謝礼等の主旨の下に供与されるものであることを知りながら、現金合計210万円を無利息、無担保、無期限で借り受けて金融の利益を得た。24年11月、同係長を収賄罪で逮捕した(神奈川)。</p>								
2 経済的不正事案の検挙状況									
政治・行政・経済の構造的不正に係る犯罪の検挙状況(検挙事件数及び検挙事例)	項目	基準					実績		
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	19～23年度(平均)	24年度	
	融資過程における事犯(件)	20 (15)	21 (11)	50 (42)	40 (32)	45 (36)	35 (27)	47 (37)	
	債権回収過程における事犯(件)	11 (7)	11 (8)	3 (3)	6 (3)	15 (15)	9 (7)	5 (5)	
	その他金融機関役員による事犯(件)	49 (0)	46 (0)	48 (0)	33 (0)	29 (0)	41 (0)	26 (0)	
	合計(件)	80 (22)	78 (19)	101 (45)	79 (35)	89 (51)	85 (34)	78 (42)	
括弧内は、「暴力団等に係る金融・不良債権関連事犯」を示す。(25年4月捜査第二課作成)									
<p>【事例】</p> <p>自動車部品販売会社の代表取締役である被疑者(72)らは、実際には同社が債務超過の状態にあり、融資金を約定どおり返済する意思も能力もないのに、金融機関等に対し、虚偽の財務内容を記載した決算報告書等を提出して融資を申し込み、融資金を確実に回収できると信用させ、20年2月から23年4月にかけて、融資金名下に現金合計約20億円をだまし取った。24年8月、被疑者2人を詐欺罪で逮捕した(宮崎)。</p>									
達成状況:	達成目標	政治・行政・経済の構造的不正に係る犯罪の検挙を推進する。							

参考指標・参考事例	参考指標	項目	19年	20年	21年	22年	23年	19～23年(平均)	24年
	公務員による知能犯罪の検挙人員	検挙人員(人)	199	218	187	180	201	197	219
		「公務員」とは、国会議員、首長、各種議会議員、警察職員及びその他の公務員をいう。(25年4月刑事企画課作成)							
<p>【事例】</p> <p>国土交通省関東運輸局東京運輸支局技官(46)は、24年6月頃、同運輸支局に設置された端末装置を操作して知ることのできた自動車5台の使用者の氏名、住所を第三者に電話で教示し、職務上知ることのできた秘密を漏らした。24年9月、同技官を国家公務員法違反で逮捕した(愛知)。</p>									

業績目標達成のために 行った施策	<p>政治・行政をめぐる構造的不正事案の捜査の現状、問題点及び捜査指揮についての研修の実施【行政事業レビュー対象事業：25-3 衆議院議員総選挙違反取締り】 贈収賄事件等の捜査を担当する都道府県警察の捜査指揮官や捜査員を対象に、捜査の現状と課題、情報収集・内偵捜査要領、捜査指揮要領等について、より実践的・効果的な研修を実施するとともに、情報収集や捜査体制の確立等に関する先進的な取組の導入を図るなどとして、検挙実績向上に向けた対策を強化した。</p>		
	<p>経済的不正事案の捜査における財務捜査の活用、指揮能力の向上等を目的とした研修の実施 企業犯罪等の捜査を担当する都道府県警察の捜査指揮官、財務捜査官及び捜査員を対象に、財務捜査指揮要領、財務分析手法、最新の会計・監査制度、簿記知識等について、より実践的・効果的な研修を実施するとともに、関係機関等との人事交流を推進した。</p>		
	<p>全国会議の開催 全国の捜査第二課において政治・行政・経済の構造的不正事案の捜査を担当する特別捜査班長を対象とした全国会議を開催し、構造的不正事案の捜査における課題等について協議や検討を行った。</p>		
<p>評価の結果 (目標の達成状況)</p>	<p>政治・行政をめぐる構造的不正事案、経済的不正事案ともに、過去5年間の平均値と比べて、検挙事件数がそれぞれ減少しており、業績目標である「政治・行政・経済の構造的不正の追及の強化」の達成は十分とは言い難いと認められる。</p>		
<p>評価結果：</p>			
<p>評価の結果の政策 への反映の方向性</p>	<p>政治・行政をめぐる構造的不正事案や経済的不正事案の検挙に向けて、都道府県警察の指導を徹底する。具体的には、各都道府県警察に対して、 ・各種情報の収集・分析のための取組の強化 ・捜査体制の見直し・整備 ・捜査員の育成・確保を目的とした取組の強化 等を引き続き指導する。</p>		
<p>学識経験を有する者の 知見の活用</p>	<p>25年6月14日に開催した第26回警察庁政策評価研究会において有識者の意見を聴取した上で作成した。</p>		
<p>政策評価を行う過程 において使用した資料 その他の情報</p>	<p>情報分析支援システム(CIS - CATS)の犯罪統計</p>		
<p>政策所管課</p>	<p>捜査第二課</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>24年4月から25年3月までの間</p>

平成24年度実績評価書

基本目標2 業績目標3

基本目標	犯罪捜査の的確な推進					
業績目標	振り込め詐欺を始めとする特殊詐欺の捜査活動及び予防活動の強化					
業績目標の説明	振り込め詐欺を始めとする特殊詐欺(注)の犯行手口は日々巧妙化・多様化し、依然として国民に甚大な被害が生じていることから、捜査活動及び予防活動を強化し、被疑者の早期検挙及び被害の続発防止を図る。 (注)特殊詐欺とは、被害者に電話をかけるなどして対面することなく欺もうし、指定した預貯金口座への振込みその他の方法により、不特定多数の者から現金等をだまし取る犯罪(現金等を脅し取る恐喝も含む)の総称であり、振り込め詐欺(オレオレ詐欺、架空請求詐欺、融資保証金詐欺及び還付金等詐欺)、未公開株・社債や外国通貨等の売買勧誘をめぐる詐欺等である。					
業績目標に関する 予算額・執行額等	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	
	予算の 状況 (千円)	当初予算 (a)	489,980 < 119,561,384 >	621,887 < 103,367,889 >	598,855 < 116,268,682 >	717,129 < 112,061,442 >
		補正予算 (b)	0 < 3,838,330 >	0 < 59,467,300 >	164,750 < 49,653,975 >	
		繰越し等 (c)	0 < 35,885,711 >	0 < 19,596,630 >		
		合計(a+b+c)	489,980 < 159,285,425 >	621,887 < 182,431,819 >		
執行額(千円)	333,419 < 122,648,492 >	554,606 < 136,600,031 >				
上段には刑事警察費を、下段には複数の基本目標に係る共通経費を、それぞれ計上した。						
業績目標に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」(20年12月犯罪対策閣僚会議決定) 第1 身近な犯罪に強い社会の構築 3 振り込め詐欺対策の強化					

業績指標	業績指標	項目	基準					実績	
	特殊詐欺の認知件数及び被害総額		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	19~23年度(平均)	24年度
		認知件数(件)	20,116	17,173	6,719	6,540	7,444		9,601
		振り込め詐欺	20,116	17,173	6,719	6,231	6,177		6,997
		振り込め詐欺以外	-	-	-	309	1,267		2,604
		被害総額(億円)	287.4	224.7	86.4	120.9	238.9		391.6
		振り込め詐欺	287.4	224.7	86.4	103.4	131.2		183.7
	振り込め詐欺以外	-	-	-	17.5	107.7		207.9	
	22年度以降の被害総額は、キャッシュカード等受取型のオレオレ詐欺におけるATMからの引(25年5月捜査第二課作成)出(窃取)額を含む。 特殊詐欺全体の認知件数・被害総額については、22年度から集計している。								
	達成状況:	達成目標	特殊詐欺の認知件数及び被害総額を過去最低であった22年度よりも減少させる。						
業績指標	項目	基準					実績		
特殊詐欺の検挙件数及び検挙人員		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	19~23年度(平均)	24年度	
	検挙件数(件)	3,022	5,397	5,430	4,299	2,487	4,127	3,366	
	振り込め詐欺	3,022	5,397	5,430	4,299	2,269	4,083	2,535	
	振り込め詐欺以外	-	-	-	-	218		831	
	検挙人員(人)	423	943	778	717	1,052	783	1,642	
	振り込め詐欺	423	943	778	717	831	738	1,078	
振り込め詐欺以外	-	-	-	-	221		564		
特殊詐欺全体の検挙件数・検挙人員については、23年度から集計している。(25年5月捜査第二課作成)									
達成状況:	達成目標	特殊詐欺の検挙件数及び検挙人員を過去5年間の平均値よりも増加させる。							

参考指標・参考事例	参考指標	項目	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	18~23年度(平均)	24年度
	特殊詐欺の検挙率	検挙率(%)	15.0	31.4	80.8	65.7	33.4	45.3	35.1
(25年5月捜査第二課作成)									

業績目標に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	総合的な特殊詐欺対策の推進[行政事業レビュー対象事業:24-2 特殊詐欺事件に係る効率的捜査の更なる推進]	<ul style="list-style-type: none"> 集約した情報を都道府県警察に還元し、戦略的な取締活動を推進するとともに、都道府県警察間の合・共同捜査を積極的に推進した。 特殊詐欺の認知件数及び被害総額は増加しており、深刻な状況にあることから、撲滅に向けた機運を再醸成すべく官民一体となった抑止対策を推進した。
	関係警察相互の連携	<ul style="list-style-type: none"> 各道府県警察の首都圏における基礎捜査に従事させるため、警視庁に置かれた「振り込め詐欺首都圏派遣捜査専従班」を活用し、関係警察相互の連携を図った。 捜査活動と予防活動との連携を強化するために各都道府県警察に設置された「司令塔」を対象とした全国会議を開催し、各都道府県警察が行っている施策についての情報共有を図るとともに、振り込め詐欺を始めとする特殊詐欺対策における留意点等を指示した。

業績目標達成のために 行った施策	<p>広報啓発活動の推進【行政事業レビュー対象事業：24-1 高齢者犯罪被害防止事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 防犯教室や巡回連絡等の機会、テレビ等のマスコミを通じて、犯行の手口や被害に遭わないためのポイント等について、積極的に国民に対する情報提供を行った。また、被害者となりやすい高齢者に対しては、防犯ボランティア団体等の協力により、電話や訪問による注意喚起をするなど、直接的・個別的な働き掛けを推進した。 ・ 犯人がなりすまそうとする子や孫の世代に対しても積極的に働き掛け、自らの両親や祖父母とコミュニケーションをとり、生活状況等の情報を共有したり、「合言葉」を決めておくことを勧めるなど、「家族の絆」の醸成による複線的な被害防止を推進した。 ・ 警察庁において、都道府県警察が捜査の過程で入手した名簿を集約し還元することにより、都道府県警察における名簿登載者に対する戸別訪問やコールセンターからの架電、レターの送付等による注意喚起等の被害防止対策を推進した。
	<p>特殊詐欺対策のための資機材の整備</p> <p>特殊詐欺の捜査活動を効果的に推進するための各種装備資機材等を整備した。</p>
	<p>犯罪収益移転防止法及び携帯電話不正利用防止法の活用の推進</p> <p>特殊詐欺の犯行の際に悪用されることの多い架空又は他人名義の預貯金口座及び携帯電話の供給・流通を遮断するため、預貯金口座の売買や他人名義の携帯電話の譲渡・譲受行為等について、犯罪による収益の移転防止に関する法律や携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律を適用するなどして、積極的に検挙活動を推進した。</p>
<p>評価の結果 (目標の達成状況)</p>	<p>業績指標 については、22年度と比べ、認知件数、被害総額ともに増加したことから、目標の達成が十分とは言い難い。</p> <p>業績指標 については、過去5年間の平均値と比べ、検挙件数が減少したものの、検挙人員は増加したことから、目標をおおむね達成した。</p> <p>したがって、業績目標である「振り込め詐欺を始めとする特殊詐欺の捜査活動及び予防活動の強化」の達成は十分とは言い難いと認められる。</p>
<p>評価結果:</p>	<p>特殊詐欺の認知件数が増加した理由は、還付金等詐欺及び未公開株、社債等の有価証券、外国通貨等の売買勧誘をめぐる金融商品等取引名目の詐欺が増加したためである。また、被害総額が増加した理由は、1件当たりの平均被害額が高額な「現金受取型」のオレオレ詐欺及び金融商品等取引名目の詐欺が増加したためである。</p> <p>特殊詐欺の検挙人員が増加した理由は、だまされた振り作戦による現場設定による検挙が全国で一定程度定着したことや、現に犯行を繰り返す犯行グループに指向した取締りの徹底、犯行拠点の摘発が挙げられる。</p> <p>このように、特殊詐欺をめぐる情勢は予断を許さない状況にあることから、今後も、被害抑止に資するべく、「振り込め詐欺対策室」及び各都道府県警察の「司令塔」の下で、「現金受取型」のオレオレ詐欺の増加を踏まえ、「だまされた振り作戦」による現場検挙、突き上げ捜査による上位被疑者の検挙、犯行拠点の摘発等、現に犯行を繰り返す犯行グループの摘発に向けた取締活動を徹底するとともに、「家族の絆」の醸成による被害防止対策、「留守番電話作戦」、押収した名簿の登載者に対する戸別訪問やコールセンターによる注意喚起、金融機関等における声掛け等、官民一体となった被害防止対策を推進する。</p>
<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>25年6月14日に開催した第26回警察庁政策評価研究会において有識者の意見を聴取した上で作成した。</p>
<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>情報分析支援システム(CIS - CATS)の犯罪統計</p>
<p>政策所管課</p>	<p>捜査第二課、生活安全企画課</p>
<p>政策評価実施時期</p>	<p>24年4月から25年3月までの間</p>

平成24年度実績評価書

基本目標2 業績目標4

基本目標	犯罪捜査の的確な推進				
業績目標	科学技術を活用した捜査の更なる推進				
業績目標の説明	科学技術の急速な進展、情報化社会の著しい進展等に的確に対処するために、鑑識資機材の充実、鑑識技術への先端的な科学技術の導入、情報技術解析の効果的な活用等を図ることにより、科学的な捜査を更に推進する。				
基本目標に関する 予算額・執行額等	区分	22年度	23年度	24年度	25年度
	当初予算(a)	489,980 < 119,561,384 >	621,887 < 103,367,889 >	598,855 < 116,268,682 >	717,129 < 112,061,442 >
	補正予算(b)	0 < 3,838,330 >	0 < 59,467,300 >	164,750 < 49,653,975 >	
	繰越し等(c)	0 < 35,885,711 >	0 < 19,596,630 >		
	合計(a+b+c)	489,980 < 159,285,425 >	621,887 < 182,431,819 >		
執行額(千円)	333,419 < 122,648,492 >	554,606 < 136,600,031 >			
上段には刑事警察費を、下段には複数の基本目標に係る共通経費を、それぞれ計上した。					
業績目標に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうちなもの)	「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」(20年12月犯罪対策閣僚会議決定) 第7 治安再生のための基盤整備 2 犯罪の追跡可能性の確保、証拠収集方法の拡充				

業績指標	項目	基準						実績
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	19～23年度(平均)	
DNA型データベースの活用件数	遺留DNA型記録が、データベースに登録された被疑者DNA型記録と一致した件数(件)	166	305	632	896	1,436		2,013
	被疑者DNA型記録が、データベースに登録された遺留DNA型記録と一致した件数(件)	1,443	2,170	2,764	2,948	3,954		4,312
	(25年4月犯罪鑑識官作成)							
【事例1】 23年12月に、栃木県において発生した強盗事件の遺留DNA型記録が、23年4月に、大分県において特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律違反事件で検挙された被疑者のDNA型記録と一致、所要の捜査を経て被疑者を検挙した(栃木)。								
【事例2】 24年10月に、三重県において窃盗(自動車盗)事件で検挙された被疑者のDNA型記録が、21年5月に、愛知県において発生した強盗殺人事件及び強盗殺人未遂の遺留DNA型記録と一致、所要の捜査を経て被疑者を検挙した(三重)。								
達成状況:	達成目標	DNA型データベースの活用件数を前年度よりも増加させる。						

参考指標	項目	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	19～23年度(平均)	24年度
DNA型鑑定資料数	鑑定資料数(件)	87,370	133,471	172,989	180,162	226,369		278,812
	24年度は暫定値 (24年4月犯罪鑑識官作成)							
技術支援件数	技術支援件数(件)	18,045	18,959	21,143	20,850	22,338		22,535
	24年度は暫定値 (24年4月情報技術解析課作成)							

科学捜査のための研究の推進	汚染防止に配慮したDNA型鑑定資料の採取方法等に関する研究等を行った。
DNA型鑑定及びデータベースの積極的活用の推進【行政事業レビュー対象施策:10 犯罪鑑識官による鑑定、50 DNA型鑑定の実施】	
各都道府県の鑑識課長、科学捜査研究所(室)長、捜査担当課長等を対象とした全国会議において、DNA型鑑定及びデータベースの犯罪捜査への積極的活用を指示した。また、24年3月に警察庁において策定された「捜査手法、取調べの高度化プログラム」に基づき、DNA型データベース整備推進室を設置し、DNA型鑑定の的確な実施及びDNA型データベースの整備を推進するための施策の企画・立案、都道府県警察に対する必要な指導・調整を行った。	

<p>業績目標達成のために 行った施策</p>	<p>DNA型鑑定基盤の整備【行政事業レビュー対象施策:51 鑑識に必要な物品購入等】 24年度中、警察庁(犯罪鑑識官)並びに宮城、警視庁、神奈川、愛知、石川、兵庫及び広島の7都県警察に、大量のDNA型鑑定資料を同時に検査することができる大量一括処理装置8式を増設した。また、25年度地方財政計画において、都道府県警察科学捜査研究所のDNA型鑑定人の業務負担を軽減し、DNA型鑑定のより効率的かつ的確な実施を目的として、DNA型鑑定の工程中専門的知識・技術を必要としない事務作業に従事させるDNA型鑑定支援業務従事者(非常勤職員)55人分の導入に要する経費を要望し、新規項目として容認された。</p> <p>情報技術解析用資機材の増強、警察職員への研修及び国内外関係機関との連携等、情報技術解析に係る取組の強化 電子機器等を解析するための資機材を整備・増強するとともに、電磁的記録解析等に関する専門知識・技術を習得させるための研修・訓練を実施した。また、アジア太平洋地域サイバー犯罪捜査技術会議の開催等を通じ、海外機関との情報技術解析に係る情報共有を行ったほか、情報技術に係る情報の提供に関する協力を行う旨の協定を民間有識者コミュニティと締結し、民間との協力関係を構築した。</p>
<p>評価の結果 (目標の達成状況)</p>	<p>業績指標 については、「遺留DNA型記録が、データベースに登録された被疑者DNA型記録と一致した件数」の値が前年度を上回るとともに、回帰直線上の値(1,626件)を上回っており、また、「被疑者DNA型記録が、データベースに登録された遺留DNA型記録と一致した件数」の値も前年度を上回っており、回帰直線上の値(4,396件)は下回っているものの、その差は1.9パーセントであり、同等の水準を維持していることから、業績目標である「科学技術を活用した捜査の更なる推進」を達成したと認められる。</p>
<p>評価の結果の政策 への反映の方向性</p>	<p>客観的証拠を柱として、事案を解明・立証する捜査を確立するため、DNA型鑑定等の科学技術を積極的に取り入れた捜査を一層推進するとともに、客観性の高い証拠を収集・確保するために必要な人的・物的な体制の充実・強化に努める。</p>
<p>学識経験を有する者の 知見の活用</p>	<p>25年6月14日に開催した第26回警察庁政策評価研究会において有識者の意見を聴取した上で作成した。</p>
<p>政策評価を行う過程 において使用した資料 その他の情報</p>	<p>平成24年「警察白書」(国家公安委員会・警察庁) 「トピックス 捜査手法取調への高度化への取組」の「(2) 科学技術を活用した取組例」 「第2節 犯罪の検挙と抑止のための基盤整備」の「2 科学技術の活用」</p>
<p>政策所管課</p>	<p>犯罪鑑識官、情報技術解析課</p>
<p>政策評価実施時期</p>	<p>24年4月から25年3月までの間</p>

平成24年度実績評価書

基本目標2 業績目標5

基本目標	犯罪捜査の的確な推進					
業績目標	被疑者取調べの適正化の更なる推進					
業績目標の説明	警察捜査に対する一層の信頼確保及び裁判員裁判への的確な対応のため、被疑者取調べの適正化の更なる推進を図る。					
基本目標に係る 予算額・執行額等	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	
	予算の 状況 (千円)	当初予算(a)	489,980 < 119,561,384 >	621,887 < 103,367,889 >	598,855 < 116,268,682 >	717,129 < 112,061,442 >
		補正予算(b)	0 < 3,838,330 >	0 < 59,467,300 >	164,750 < 49,653,975 >	
		繰越し等(c)	0 < 35,885,711 >	0 < 19,596,630 >		
		合計(a+b+c)	489,980 < 159,285,425 >	621,887 < 182,431,819 >		
執行額(千円)	333,419 < 122,648,492 >	554,606 < 136,600,031 >				
上段には刑事警察費を、下段には複数の基本目標に係る共通経費を、それぞれ計上した。						
業績目標に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」(20年12月犯罪対策閣僚会議決定) 第7 治安再生のための基盤整備 1 人的・物的基盤の強化					

業績指標	項目	基準						実績
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	19～23年度(平均)	24年度
都道府県警察に対する巡回業務指導における指導状況	巡回指導回数	47	47	37	45	47	45	35
	実施率	100.0%	100.0%	78.7%	95.7%	100.0%	94.9%	74.5%
	(平成25年4月刑事企画課作成)							
達成状況:	達成目標	全都道府県警察に対し、巡回業務指導を実施するなど、被疑者取調べの適正化に係る指導を推進する。						
業績指標	捜査に携わる者に対する適正捜査に関する研修等の実施状況	警察大学校及び管区警察学校において、それぞれ「取調べ専科」等を実施したほか、すべての都道府県警察学校においても「取調べ技能専科」等を実施し、取調べに係る指導的立場にある警察官や取調べに従事する警察官に対する研修を実施した。						
達成状況:	達成目標	警察庁及び全都道府県警察において取調べ技能専科を実施するなど、捜査に携わる者に対する適正捜査に関する研修等を推進する。						
業績指標	項目	実績						実績
取調べ監督官等による取調べ室の外部からの視認回数		19年	20年	21年	22年	23年	21～23年(平均)	24年
	視認回数			1,648,874	2,511,198	2,868,381	2,342,818	3,248,571
	視認率(%)			121.7	149.7	181.1	152.3	207.9
21年は4月以降の数値 (25年4月総務課作成)								
達成状況:	達成目標	視認回数が被疑者取調べ件数を超えて一定の水準に達していること。						

参考指標	項目	19年	20年	21年	22年	23年	21～23年(平均)	24年
監督対象行為の事案数	事案数			22	26	27	25	38
	21年は4月以降の数値 (25年4月総務課作成)							
参考指標	項目	19年	20年	21年	22年	23年	21～23年(平均)	24年
被疑者取調べ件数	件数			1,354,528	1,677,500	1,584,102	1,538,710	1,562,878
	21年は4月以降の数値 (25年4月総務課作成)							

業績目標達成のために 行った施策	都道府県警察に対する巡回業務指導の実施等 更なる被疑者取調べの適正化が図られるよう、35の警察本部及び警察署に対して、巡回業務指導を実施した。
	研修(取調べ専科)等の実施 取調べの適正化等を推進するために、心理学の知見を踏まえた取調べ技術に関する講義、実践的な研修・訓練(ロールプレイング方式)を従来からの研修に加えて、「取調べ専科」や各種任用時研修等で実施することとした。

<p>評価の結果 (目標の達成状況)</p>	<p>業績指標 については、目標の達成が十分とは言い難いものの、業績指標 については目標を達成した。業績指標 については、1件の被疑者取調べにつき、おおむね1回以上の視認が確保されたことから、目標を達成したと認められる。したがって、業績目標である「被疑者取調べの適正化の更なる推進」をおおむね達成したと認められる。</p>		
	<p>評価結果:</p>	<p>被疑者取調べの適正化の更なる推進はおおむね達成されたと認められるものの、24年度においても、依然として不適正な取調べにつながるおそれのある行為(取調べ監督対象行為)や不適正な取調べ事案が発生していることから、捜査部門が取調べの適正化に関する業務指導や研修を実施するとともに、取調べ監督部門がチェック機能としての役割を十分に果たし、引き続き、被疑者取調べの適正化に向けた取組を行う必要がある。</p>	
<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>25年6月14日に開催した第26回警察庁政策評価研究会において有識者の意見を聴取した上で作成した。</p>		
<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>「事業評価書 被疑者取調べ適正化のための監督の適切な実施」(24年3月国家公安委員会・警察庁)</p>		
<p>政策所管課</p>	<p>刑事企画課、総務課</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>24年4月から25年3月までの間</p>

平成24年度実績評価書

基本目標3 業績目標1

基本目標	組織犯罪対策の強化				
業績目標	暴力団等犯罪組織の存立基盤の弱体化				
業績目標の説明	暴力団等犯罪組織は、薬物の密輸・密売に関し、銃器発砲事件を引き起こすほか、対立抗争や暴力団との関係遮断を図る者への危害行為等を繰り返すなど、社会にとって大きな脅威になっている上、社会情勢の変化に応じて多種多様な資金獲得活動を行っていることから、取締りの強化、銃器の押収、犯罪収益の剥奪等、その人的・物的基盤と資金源に打撃を与える対策に重点的に取り組み、暴力団等犯罪組織の存立基盤の弱体化を図る。				
基本目標に係る予算額・執行額等	区分	22年度	23年度	24年度	25年度
	当初予算(a)	61,289 < 119,561,384 >	70,345 < 103,367,889 >	81,730 < 116,268,682 >	75,204 < 112,061,442 >
	補正予算(b)	5,345 < 3,838,330 >	0 < 59,467,300 >	0 < 49,653,975 >	0
	繰越し等(c)	0 < 35,885,711 >	0 < 19,596,630 >		
	合計(a+b+c)	66,634 < 159,285,425 >	70,345 < 182,431,819 >		
執行額(千円)	47,437 < 122,648,492 >	52,171 < 136,600,031 >			
上段には組織犯罪対策費を、下段には複数の基本目標に係る共通経費を、それぞれ計上した。					
業績目標に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうちなもの)	「犯罪に強い社会のための行動計画2008」(20年12月犯罪対策閣僚会議決定) 第4 犯罪組織等反社会的勢力への対策 1 暴力団対策等 2 マネー・ロンダリング対策 4 薬物対策の推進				
	第183回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説(25年2月) 四 世界一安全・安心な国				

業績指標	業績指標	項目	基準					実績	
	暴力団構成員等(注)の数	暴力団構成員等(人)	19年	20年	21年	22年	23年	19～23年(平均)	24年
			84,200	82,600	80,900	78,600	70,300	79,320	63,200
	(24年4月企画分析課作成)								
	達成状況:	達成目標	暴力団構成員等の数を前年よりも減少させる。						
	業績指標	項目	基準					実績	
	暴力団構成員等の関与する事件の検挙件数及びこれら暴力団構成員等の検挙人員	検挙件数(件) 検挙人員(人)	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	19～23年(平均)	24年度
			57,870	55,738	55,508	50,485	54,208	54,762	46,432
			27,086	25,730	26,842	25,513	25,878	26,210	23,230
	24年度は暫定値 (25年4月暴力団対策課作成)								
達成状況:	達成目標	暴力団構成員等の関与する事件の検挙件数及びこれら暴力団構成員等の検挙人員を過去5年間の平均値よりも増加させる。							
業績指標	項目	基準					実績		
薬物事犯の検挙件数及び検挙人員	検挙件数(件) 検挙人員(人)	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	19～23年(平均)	24年度	
		21,988	20,060	21,486	19,935	19,735	20,641	18,451	
		15,234	13,855	15,312	14,060	13,822	14,457	13,054	
24年度は暫定値 (25年4月薬物銃器対策課作成)									
達成状況:	達成目標	薬物事犯の検挙件数及び検挙人員を過去5年間の平均値よりも増加させる。							
業績指標	項目	基準					実績		
組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(以下「組織的犯罪処罰法」という。)及び国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律(以下「麻薬特例法」という。)の適用による犯罪収益の没収額・追徴額	組織的犯罪処罰法 麻薬特例法	19年	20年	21年	22年	23年	19～23年(平均)	24年	
		707,700	896,512	3,520,446	1,526,280	880,582	1,506,304	1,040,365	
		1,282,519	1,485,240	1,462,820	1,288,576	872,160	1,278,263	382,714	
法務省資料 金額は、千円未満切り捨て 第一審裁判所において行われる通常の公判手続きにおける没収額・追徴額 24年は暫定値 (25年4月企画分析課作成)									
達成状況:	達成目標	組織的犯罪処罰法及び麻薬特例法を適用した犯罪収益の没収額・追徴額を過去5年間の平均値より増加させる。							

参考指標	参考指標	項目	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	19～23年(平均)	24年度
	暴力団排除条例の適用件数	適用件数(件)	-	-	-	-	90		84
24年度は暫定値 (25年4月暴力団対策課作成)									
全都道府県で暴力団排除条例が施行されたのは23年10月									

業績目標達成のために 行った施策	<p>暴力団犯罪の取締りの強化【行政事業レビュー対象事業：12 組織犯罪対策、24-3 安心な社会を作るための匿名通報事業】 暴力団の存立基盤に打撃を与えるため、暴力団や暴力団関係企業等に対する取締りを推進した。</p>
	<p>暴力団対策法の積極的・効果的な運用【行政事業レビュー対象事業：24-3 安心な社会を作るための匿名通報事業】 中止命令等の行政命令を積極的かつ効果的に発出するとともに、暴力団対策法31条の2を適用した威力利用資金獲得行為に係る代表者等の損害賠償請求訴訟を積極的に支援し、24年の暴力団対策法改正で創設された各種制度についても積極的かつ効果的に運用した。</p>
	<p>暴力団及び暴力団関係者の実態解明の推進【行政事業レビュー対象事業：12 組織犯罪対策、24-3 安心な社会を作るための匿名通報事業】 暴力団及び暴力団関係者について、活動実態、組織の運営方法、資金獲得活動、他の暴力団や国際犯罪組織等との人的又は資金的なつながり、対立・友誼関係等組織実態の解明を推進した。</p>
	<p>暴力団に対する組織的犯罪処罰法の積極的適用【行政事業レビュー対象事業：12 組織犯罪対策、24-3 安心な社会を作るための匿名通報事業】 暴力団員の社会からの長期隔離や資金剥奪のため、組織的犯罪処罰法の積極的な適用を推進した。</p>
	<p>暴力団排除条例の効果的運用【行政事業レビュー対象事業：24-3 安心な社会を作るための匿名通報事業】 暴力団排除条例の定着化の促進を図り、暴力団排除の気運を更に高めた。</p>
	<p>各種暴力団排除活動の推進【行政事業レビュー対象事業：12 組織犯罪対策】 関係機関・団体と連携し、不当要求防止責任者講習の実施等による行政対象暴力対策、企業対象暴力対策及び暴力団員の離脱支援等の社会復帰対策を推進した。</p>
	<p>行政機関、業界団体等との連携強化【行政事業レビュー対象事業：12 組織犯罪対策】 行政機関、業界団体等と連携して各種取引からの暴力団排除を推進したほか、地方公共団体の発注するあらゆる公共事業においても同様の措置が講じられるよう、地方公共団体に対する働き掛けを行った。</p>
	<p>薬物密輸・密売組織の壊滅に向けた取締りの強化【行政事業レビュー対象事業：12 組織犯罪対策、24-3 安心な社会を作るための匿名通報事業】 末端乱用者の検挙を徹底するとともに、薬物密輸・密売組織の中枢に位置する首領や幹部に向けた突き上げ捜査の推進、麻薬特例法の適用による薬物犯罪収益等の剥奪を徹底するなどして、これらの組織の壊滅に向けた取締りを強化した。</p>
	<p>薬物事犯取締活動強化月間の実施 24年5月7日からの1か月間を薬物事犯取締活動強化月間とし、関係部門が連携した取締りを実施した。</p>
	<p>密輸・密売対策用資機材の整備 薬物密輸・密売組織等の実態解明と検挙を推進するための装備資機材を整備した。</p>
<p>国内関係機関との連絡会議、外国の取締機関との情報交換等による水際対策の強化【行政事業レビュー対象事業：12 組織犯罪対策】 国内関係機関との連絡会議並びに外国の取締機関との情報交換及び合同オペレーションを実施するなどして、これらと連携した水際対策を推進した。</p>	
<p>捜査に関する知識・技能の習得を目的とした研修の実施【行政事業レビュー対象事業：12 組織犯罪対策】 組織犯罪捜査に従事する者を対象として、捜査指揮、各種捜査手法、効果的な装備資機材の活用方策等に関する研修を行った。</p>	
<p>評価の結果 (目標の達成状況)</p>	<p>業績指標 については、暴力団構成員等の数が前年よりも減少していることから、目標を達成した。 業績指標 については、暴力団構成員等の関与する事件の検挙件数及びこれら暴力団構成員等の検挙人員が過去5年間の平均値よりも減少したことから、目標の達成が十分とは言い難い。 業績指標 については、薬物事犯の検挙件数及び検挙人員が過去5年間の平均値よりも減少したことから、目標の達成が十分とは言い難い。 業績指標 については、組織的犯罪処罰法及び麻薬特例法を適用した犯罪収益の没収額・追徴額が過去5年間の平均値より減少したことから、目標の達成が十分とは言い難い。 したがって、業績目標である「暴力団等犯罪組織の存立基盤の弱体化」の達成が十分とは言い難いと認められる。 しかしながら、24年は、暴力団構成員等の数が大幅に減少し、事業者襲撃等事件や対立抗争に起因する不法行為の一部を検挙したほか、覚醒剤及び大麻の押収量が増加するなど、一定の成果も見られた。</p>
<p>評価結果：</p>	
<p>評価の結果の政策への反映の方向性</p>	<p>暴力団対策では、社会経済情勢の変化にも留意しつつ、暴力団犯罪の取締りを徹底し、暴力団対策法を効果的に運用するとともに、暴力団排除活動を推進するなど、暴力団の弱体化・壊滅に向けた取組を一層推進する。特に事業者襲撃等事件や対立抗争に起因する不法行為が相次いで発生している九州北部においては、24年に引き続き、改正暴力団対策法の効果的運用に努めるほか、捜査・警戒活動の強化を図るなど、暴力団の危険な活動の抑止を図る。 薬物対策では、末端乱用者からの突き上げ捜査を徹底するなどして、薬物密輸・密売組織の実態解明及び壊滅に向けた取組を推進する。また、装備資機材の充実化を図り、これらの組織に対する効果的な捜査を推進する。 マネー・ローンダリング対策では、組織的犯罪処罰法や麻薬特例法等の関係法令のほか、疑わしい取引に関する情報を活用し、マネー・ローンダリング事犯の検挙と犯罪収益の剥奪を徹底し、犯罪組織の存立基盤の弱体化に努める。</p>
<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>25年6月14日に開催した第26回警察庁政策評価研究会において有識者の意見を聴取した上で作成した。</p>
<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>「平成24年の暴力団情勢」(25年3月警察庁刑事局組織犯罪対策部暴力団対策課・企画分析課) 「平成24年中の薬物・銃器情勢」(25年3月警察庁刑事局組織犯罪対策部薬物銃器対策課) 「犯罪収益移転防止管理官(JAFIC)年次報告書(平成24年)」(25年3月警察庁刑事局組織犯罪対策部犯罪収益移転防止管理官) 法務省刑事局公安課から提供を受けた情報</p>
<p>政策所管課</p>	<p>企画分析課、暴力団対策課、薬物銃器対策課、犯罪収益移転防止管理官</p>
<p>政策評価実施時期</p>	<p>24年4月から25年3月までの間</p>

平成24年度実績評価書

基本目標3 業績目標2

基本目標	組織犯罪対策の強化					
業績目標	来日外国人犯罪対策の強化					
業績目標の説明	犯罪のグローバル化が急速に進み、治安に対する重大な脅威となっていることから、外国人犯罪の取締りの強化、外国人犯罪組織の実態解明の推進、国内関係機関及び外国治安機関等との連携強化等を図り、来日外国人犯罪対策を推進する。					
基本目標に係る 予算額・執行額等	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	
	予算の 状況 (千円)	当初予算(a)	61,289 < 119,561,384 >	70,345 < 103,367,889 >	81,730 < 116,268,682 >	75,204 < 112,061,442 >
		補正予算(b)	5,345 < 3,838,330 >	0 < 59,467,300 >	0 < 49,653,975 >	
		繰越し等(c)	0 < 35,885,711 >	0 < 19,596,630 >		
		合計(a+b+c)	66,634 < 159,285,425 >	70,345 < 182,431,819 >		
執行額(千円)	47,437 < 122,648,492 >	52,171 < 136,600,031 >				
上段には組織犯罪対策費を、下段には複数の基本目標に係る共通経費を、それぞれ計上した。						
業績目標に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<p>「犯罪に強い社会のための行動計画2008」(20年12月犯罪対策閣僚会議決定)</p> <p>第3 国際化への対応</p> <p>1 水際対策 国外逃亡被疑者対策の推進</p> <p>2 新たな在留管理制度による不法滞在者等を生まない社会の構築 不法入国等及びこれらを助長する犯罪等の取締り強化及び関係法令の整備</p> <p>4 国際組織犯罪対策 外国人犯罪に対する厳正な刑事処分の推進 地下銀行・カード不正利用事犯対策の推進 国際犯罪組織に対する捜査体制の整備</p>					

業績指標	項目	基準						実績	
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	19～23年度 (平均)	24年度	
業績指標	来日外国人犯罪罪 種別検挙件数及び 検挙人員	刑法犯検挙件数(件)	24,927	22,700	19,075	14,040	12,369	18,622	10,822
		凶悪犯	211	192	186	156	130	175	137
		粗暴犯	846	859	823	850	836	843	875
		窃盗犯	20,493	18,862	14,982	10,525	9,077	14,788	7,729
		知能犯	941	653	1,029	770	706	820	789
		風俗犯	86	84	79	99	91	88	95
		刑法犯検挙人員(人)	7,491	7,131	7,136	6,539	5,785	6,816	5,373
		凶悪犯	244	222	232	171	139	202	139
		粗暴犯	963	968	930	947	955	953	979
		窃盗犯	3,744	3,676	3,744	3,327	3,010	3,500	2,674
		知能犯	553	478	540	527	438	507	469
		風俗犯	101	88	82	105	75	90	80
		特別法犯検挙件数(件)	9,670	7,728	7,116	5,407	4,691	6,922	4,101
		特別法犯検挙人員(人)	8,054	6,463	5,987	4,851	4,106	5,892	3,665
		24年度は暫定値		(25年4月国際捜査管理官作成)					
達成状況:		達成目標	来日外国人犯罪の取締りを強化する。						

業績指標	項目	基準						実績
		19年	20年	21年	22年	23年	19～23年 (平均)	24年
国外逃亡被疑者等 (注1)(うち外国人) の検挙・処罰件 数及び検挙・処罰 人員(注2)	検挙・処罰件数(件)	48	57	42	43	46	47.2	34
	検挙・処罰人員(人)	49	60	42	45	47	48.6	34
(25年4月国際捜査管理官作成)								
(注1):日本国内で犯罪を行い、国外に逃亡している者及びそのおそれがある者 (注2):出入国審査で被疑者を発見し又は外国から被疑者の身柄の引渡しを受けて検挙した件数・人員及び外国に所在する被疑者に対して国外犯処罰規定が適用された件数・人員								
達成状況:	達成目標	国外逃亡被疑者等(うち外国人)の検挙・処罰件数及び検挙・処罰人員を過去5年間の平均値より増加させる。						

参考指標	項目	20年	21年	22年	23年	24年	20～24年 (平均)	25年
		不法残留者数	149,785	113,072	91,778	78,488	67,065	100,038
(法務省入国管理局資料)								
数値は各年の1月1日現在 平成24年度実績評価計画書では、「不法残留者数」を参考指標と掲げていたが、法務省の統計数値発表内容の変更に伴い、「不法残留者数」を記載。								
参考指標	項目	19年	20年	21年	22年	23年	19～23年 (平均)	24年
国外逃亡被疑者等 の推移	国外逃亡被疑者数	817	775	845	879	847	833	818
	うち外国人	665	633	683	705	677	673	654
(25年4月国際捜査管理官作成)								
数値は各年の12月末現在								

業績目標達成のために 行った施策	国際犯罪組織の実態解明及び来日外国人犯罪の取締り【行政事業レビュー対象事業:24-3 安心な社会を作るための匿名通報事業】 日本国内及び海外に構成員を置き、双方が連携しつつ日本国内を対象とした犯罪を敢行する国際犯罪組織の実態解明に努めるとともに、来日外国人犯罪の積極的な取締りを行った。
	来日外国人犯罪対策及び不法滞在・不法就労防止のための活動強化月間の実施 24年6月を上記の月間とし、来日外国人犯罪の取締りを強化するとともに、不法滞在・不法就労防止のための広報啓発活動を積極的に実施した。
	外国人犯罪を助長する犯罪インフラへの対策の実施【行政事業レビュー対象事業:24-3 安心な社会を作るための匿名通報事業】 地下銀行、偽装結婚、偽装認知、旅券等偽造、不法就労助長等の犯罪インフラ事犯の取締りを徹底した。
	事前旅客情報システム(APIS)及び外国人個人識別情報認証システムの円滑な運用 法務省入国管理局と協力し、航空機で来日する旅客及び乗務員に関する情報と警察庁が保有している指名手配等の情報を照合するなどして事前旅客情報システム、外国人個人識別情報認証システムの円滑な活用を図った。
	各種協議等を通じた外国治安機関との連携強化【行政事業レビュー対象事業:12 組織犯罪対策】 24年12月に東アジア地域組織犯罪対策代表者会議・東アジア地域犯罪組織コンタクトポイントセミナーを開催するなど、積極的に外国治安当局との協議を推進し、連携の強化を図った。
	国際犯罪捜査及び国際捜査共助に関する知識・技能の習得を目的とした国際警察センター捜査実務研修の実施 警察大学校国際警察センターにおいて、国際捜査や国際捜査共助を担当する捜査幹部を対象として、必要な基礎知識・技能の習得を目的とした捜査実務研修を実施した。

評価の結果 (目標の達成状況)	業績指標 については、24年度の実績値について、包括罪種別に19～23年度の数値に係る回帰直線(分布している数値の傾向を示す直線)上の値と比較したところ、凶悪犯、粗暴犯、窃盗犯及び知能犯の検挙件数(回帰直線上の値は115.6件、848.6件、5,437.6件及び713.9件)並びに凶悪犯、粗暴犯、知能犯及び風俗犯の検挙人員(回帰直線上の値は123.3人、941.5人、460.9人及び79.7人)が上回っていることから、来日外国人犯罪の取締りは強化されており、目標をおおむね達成した。 業績指標 については、国外逃亡被疑者等(うち外国人)の検挙・処罰件数及び検挙・処罰人員が過去5年間の平均値よりも減少したことから、目標の達成が十分とは言えない。 以上のことから、一部目標の達成が十分ではないところも認められるが、「来日外国人犯罪対策の強化」という業績目標全体としては、おおむね達成したと認められる。
	評価結果:
評価の結果の政策への反映の方向性	国際犯罪組織の実態解明、来日外国人犯罪の取締り、犯罪インフラ対策の実施等来日外国人犯罪対策を引き続き推進する。

学識経験を有する者の知見の活用	25年6月14日に開催した第26回警察庁政策評価研究会において有識者の意見を聴取した上で作成した。
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	「来日外国人犯罪の検挙状況(24年)」(25年4月警察庁刑事局組織犯罪対策部国際捜査管理官) 「国籍・地域別 男女別 不法残留者数の推移」(25年3月法務省)
---------------------------	--

政策所管課	国際捜査管理官	政策評価実施時期	24年4月から25年3までの間
-------	---------	----------	-----------------

平成24年度実績評価書

基本目標4 業績目標1

基本目標	安全かつ快適な交通の確保				
業績目標	歩行者・自転車利用者の安全確保				
業績目標の説明	全交通事故死者に占める歩行者・自転車利用者の割合が諸外国と比べて著しく高くなっていること、全交通事故のうち自転車関連事故が占める割合は増加傾向にあることなどから、歩行者・自転車利用者の交通事故抑止対策を推進し、歩行者・自転車利用者の安全の確保を図る。				
基本目標に関係する 予算額・執行額等	区分	22年度	23年度	24年度	25年度
	当初予算(a)	96,761,709 < 119,228,024 >	88,311,154 < 103,367,889 >	86,269,819 < 115,955,580 >	89,060,624 < 111,914,812 >
	補正予算(b)	0 < 3,925,990 >	5,880,398 < 59,357,050 >	10,911,297 < 49,318,237 >	
	繰越し等(c)	3,933 < 35,885,711 >	588,916 < 19,596,630 >		
	合計(a+b+c)	96,765,642 < 159,039,725 >	94,780,468 < 182,321,569 >		
執行額(千円)	90,390,574 < 122,402,792 >	86,612,680 < 136,489,781 >			
上段には交通警察費及び交通安全対策特別交付金を、下段には複数の基本目標に係る共通経費を、それぞれ計上した。					
業績目標に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<p>「第9次交通安全基本計画」(23年3月中央交通安全対策会議決定)</p> <p>第1部第1章第3節</p> <p>2 歩行者及び自転車の安全確保</p> <p>3 生活道路及び幹線道路における安全確保</p> <p>第1部第1章第3節</p> <p>1 道路交通環境の整備</p> <p>(1) 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備</p> <p>(5) 自転車利用環境の総合的整備</p> <p>2 交通安全思想の普及徹底</p> <p>5 道路交通秩序の維持</p> <p>(1) 交通の指導取締りの強化等</p>				

業績指標	項目	基準						実績
		19年	20年	21年	22年	23年	19～23年(平均)	24年
歩行中・自転車乗 用中の交通事故死 者数及び歩行者・ 自転車の交通事 故件数	歩行中交通事故死者数(人)	1,956	1,739	1,726	1,736	1,702	1,772	1,634
	歩行中の高齢者の交通事故死者数(人)	1,349	1,198	1,206	1,241	1,132	1,225	1,109
	自転車乗用中交通事故死者数(人)	749	726	709	665	635	697	563
	自転車関連事故件数(件)	171,169	162,662	156,485	151,681	144,058	157,211	132,048
	歩行者と自転車との交通事故件数(件)	2,869	2,959	2,946	2,770	2,806	2,870	2,625
達成状況:	達成目標	<p>第9次交通安全基本計画(平成23年度～平成27年度)の基準となる平成22年の実績値を評価基準とした。(24年4月交通企画課作成)</p> <p>歩行中・自転車乗用中の交通事故死者数及び歩行者・自転車利用の交通事故件数を次のとおり減少させる。</p> <p>歩行中・自転車乗用中の交通事故死者数を22年よりも減少させる。</p> <p>歩行中の交通事故死者のうち割合の高い高齢者(注1)の数を22年よりも減少させる。</p> <p>自転車関連事故件数(注2)を22年よりも減少させる。</p> <p>歩行者と自転車との交通事故件数を22年よりも減少させる。</p> <p>注1:「高齢者」は、65歳以上の者を指す。</p> <p>注2:「自転車関連事故件数」は、自転車が第1当事者又は第2当事者となった交通事故件数をいう。</p>						

参考指標・参考事例	なし
-----------	----

業績目標	<p>反射材用品等の普及促進</p> <p>24年秋の全国交通安全運動の全国重点として「夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止(特に、反射材用品等の着用の推進及び自転車前照灯の点灯の徹底)」が示されたことから、反射材用品等の着用を推進した。また、24年10月に東京で「反射材フェア2012」(全日本交通安全協会主催・警察庁後援)を開催したほか、反射材用品等の効果等を体験する交通安全教室等を開催し、反射材の利用促進を図った。</p>
	<p>薄暮時の早め点灯の促進(行政事業レビュー対象事業:19 広報啓発等)</p> <p>24年秋の全国交通安全運動の全国重点として「夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止(特に、反射材用品等の着用の推進及び自転車前照灯の点灯の徹底)」が示されたことから、重点の推進項目の中で示された「自転車利用者に対する前照灯の点灯等の交通ルール・マナーの周知」及び「自動車の前照灯の早め点灯の励行」について促進を図った。</p>
	<p>高齢者に対する交通安全教育の充実</p> <p>参加・体験・実践型の交通安全教育を中心とする高齢者に対する交通安全教育の実施を推進した。都道府県警察に対し、こうした交通安全教育が全国各地において効果的に実施されるよう指導したところ、24年には全国で約5万2,000回(参加人員約266万人)の交通安全教育が行われた。</p>

業績目標達成のために 行った施策	<p>自転車側面への反射材用品等の備付け【行政事業レビュー対象事業：19 広報啓発等】 夜間における自転車の交通事故の防止を図るため、「平成24年春の全国交通安全運動推進要綱」（24年2月14日中央交通安全対策会議交通対策本部決定）及び「平成24年秋の全国交通安全運動推進要綱」（24年7月6日同本部決定）に沿って、運動期間中のキャンペーン等において反射材の普及促進を図った。</p>
	<p>通行ルールの周知徹底等自転車に係る交通安全教育の推進【行政事業レビュー対象事業：19 広報啓発等】 自転車利用者に対するルールの周知徹底のため、5月の「自転車月間」（自転車月間推進協議会主催・警察庁後援）や春・秋の全国交通安全運動等において、自転車の安全利用促進の広報キャンペーンを展開するとともに、小学生のみならず中学生、高校生、高齢者等を対象とした自転車教室を積極的に開催するなど交通安全教育を推進した。</p>
	<p>児童・幼児用ヘルメットの着用促進【行政事業レビュー対象事業：19 広報啓発等】 自転車教室等の機会を捉え、児童・幼児の自転車乗用時における乗車用ヘルメット着用努力義務の内容を周知するとともに、転倒時におけるヘルメットの頭部への被害軽減効果について知識の普及を図り、ヘルメットの着用の促進を図った。</p>
	<p>自転車利用者の交通違反に対する指導取締りの強化 「自転車指導啓発重点地区・路線」を中心に、自転車利用者の無灯火、二人乗り、信号無視、一時不停止等に対する指導警告活動を強化するとともに、いわゆる「ピスト」等に係る制動装置不良自転車の運転のほか、違反行為により通行車両や歩行者に具体的危険を生じさせたり、指導警告に従わないなど悪質・危険な違反に対しては、交通切符を適用した検挙措置を講じるなど厳正に対処するよう、都道府県警察を指導した。</p>
	<p>生活道路対策及び幹線道路対策の推進 警察と道路管理者とが緊密に連携し、地域住民等の意見を反映しつつ、歩行者及び自転車利用者にとって危険な地点・路線において交通事故抑止対策を実施するよう指導した。</p>
	<p>歩行空間のバリアフリー化【行政事業レビュー対象事業：53 都道府県警察施設整備費補助金（交通安全施設）、24-9 交通警察に係る補助金事業（全国防災）】 高齢者、障害者等の安全な横断を確保するため、バリアフリー対応型信号機の整備や道路標識・道路標示の高輝度化等を推進した。</p>
	<p>自転車の走行空間の確保 自転車専用通行帯の設置等自転車走行空間の確保を推進した。</p>
<p>評価の結果 （目標の達成状況）</p>	<p>業績指標 については、22年と比べ、歩行中・自転車乗用中交通事故死者数、高齢者の歩行中交通事故死者数、自転車関連事故件数及び歩行者と自転車との交通事故件数は、いずれも減少したことから、目標を達成した。</p>
<p>評価結果：</p>	<p>したがって、業績目標である「歩行者・自転車の安全確保」を達成したと認められる。</p>
<p>評価の結果の政策 への反映の方向性</p>	<p>引き続き、歩行者・自転車利用者の安全確保に係る施策を推進する。 特に、自転車利用者対策の推進に関する規定の整備等を行う道路交通法の一部を改正する法律（平成25年法律第43号）が公布されたことを踏まえ、自転車利用者に対するルールの周知、自動車利用者の交通違反に対する指導取締りの強化等の施策を進める。</p>
<p>学識経験を有する者の知 見の活用</p>	<p>25年6月14日に開催した第26回警察庁政策評価研究会において有識者の意見を聴取した上で作成した。</p>
<p>政策評価を行う過程にお いて使用した資料その他 の情報</p>	<p>「平成24年中の交通死亡事故の特徴及び道路交通法違反取締り状況について（25年2月警察庁交通局） 「平成24年中の交通事故の発生状況」（25年2月警察庁交通局）</p>
<p>政策所管課</p>	<p>交通企画課、交通指導課、交通規制課</p>
<p>政策評価実施時期</p>	<p>24年4月から25年3月までの間</p>

平成24年度実績評価書

基本目標4 業績目標2

基本目標	安全かつ快適な交通の確保					
業績目標	運転者対策の推進					
業績目標の説明	飲酒運転等の悪質性・危険性の高い運転に起因する交通死亡事故は、減少傾向にあるものの、依然として多いことから、これを防止するため、継続して悪質・危険運転者対策を推進する。また、高齢社会の進展に伴い、今後、高齢運転者による交通事故の増加が懸念されており、70歳以上の高齢者については、免許保有者10万人当たりの死亡事故件数が多い年齢層であることから、高齢運転者対策を推進し、高齢運転者による交通事故の防止を図る。					
基本目標に係る予算額・執行額等	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	
	予算の状況(千円)	当初予算(a)	96,761,709 < 119,228,024 >	88,311,154 < 103,367,889 >	86,269,819 < 115,955,580 >	89,060,624 < 111,914,812 >
		補正予算(b)	0 < 3,925,990 >	5,880,398 < 59,357,050 >	10,911,297 < 49,318,237 >	
		繰越し等(c)	3,933 < 35,885,711 >	588,916 < 19,596,630 >		
		合計(a+b+c)	96,765,642 < 159,039,725 >	94,780,468 < 182,321,569 >		
執行額(千円)	90,390,574 < 122,402,792 >	86,612,680 < 136,489,781 >				
上段には交通警察費及び交通安全対策特別交付金を、下段には複数の基本目標に係る共通経費を、それぞれ計上した。						
業績目標に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	「第9次交通安全基本計画」(23年3月中央交通安全対策会議決定) 第1部第1章第3節 1 高齢者及び子どもの安全確保 第1部第1章第3節 3 安全運転の確保 5 道路交通秩序の維持					

業績指標	項目	基準							実績
		19年	20年	21年	22年	23年	19~23年(平均)	24年	
悪質性・危険性の高い違反に起因する交通死亡事故件数	飲酒運転(件)	433	305	292	290	270	318	256	
	無免許運転(件)	88	95	73	67	67	78	62	
	最高速度違反(件)	449	356	329	293	228	331	212	
	信号無視(件)	198	189	151	154	174	173	145	
	歩行者妨害等(件)	307	296	288	274	247	282	296	
	指定場所一時不停止(件)	218	194	156	152	134	171	126	
	第9次交通安全基本計画(平成23年度~平成27年度)の基準となる平成22年の実績値を評価基準とした。(25年4月交通指導課作成)								
達成状況:	達成目標	悪質性・危険性の高い違反に起因する交通死亡事故件数を22年よりも減少させる。							
70歳以上の高齢運転者による交通死亡事故件数及び70歳以上の免許保有者10万人当たりの死亡事故件数	項目	基準							実績
		19年	20年	21年	22年	23年	19~23年(平均)	24年	
		70歳以上の高齢運転者による交通死亡事故件数(件)	690	679	650	689	629	667	
	70歳以上の免許保有者10万人当たりの死亡事故件数(件)	11.2	10.4	9.5	9.5	8.1	9.7	8.0	
第9次交通安全基本計画(平成23年度~平成27年度)の基準となる平成22年度の実績値を評価基準とした。(25年4月運転免許課作成)									
達成状況:	達成目標	70歳以上の高齢運転者による交通死亡事故を22年よりも減少させる。							

参考指標・参考事例	項目	19年	20年	21年	22年	23年	19~23年(平均)	24年
70歳以上の高齢運転免許保有者数	70歳以上の高齢運転免許保有者数(人)	6,158,972	6,532,054	6,859,885	7,245,836	7,728,798	6,905,109	8,233,850
(25年4月 運転免許課作成)								

<p>「飲酒運転をしない、させない」という国民の規範意識を確立するための広報啓発の推進(行政事業レビュー対象事業:19 広報啓発等)</p> <p>飲酒運転の危険性や飲酒運転による交通事故の実態について積極的に広報した。また、(一財)全日本交通安全協会等が推進している「ハンドルキーパー運動」への参加を広く国民に呼び掛けるなど、民間団体等と連携して「飲酒運転を許さない環境づくり」に取り組んだ。</p> <p>悪質性・危険性・迷惑性の高い運転行為への対策の強化 無免許運転、飲酒運転、著しい速度超過、信号無視等交通事故に直結する悪質性・危険性の高い違反及び迷惑性が高く住民からの取締り要望の多い違反に重点を置いた取締りを強化するよう、都道府県警察を指導した。</p> <p>使用者の背後責任の追及等 過積載や過労運転等の違反について、自動車等の使用者等に対する背後責任の追及を徹底するとともに、事業活動に関して行われた悪質・危険な運転行為による交通事故については、事業者等の背後責任の追及を念頭に捜査を尽くすよう、都道府県警察を指導した。</p> <p>総合的な暴走族対策の推進 あらゆる法令を適用して暴走族構成員等の検挙を徹底するとともに、関係機関・団体と連携して、暴走族への加入阻止や暴走族グループからの離脱支援等総合的な暴走族対策を推進するよう、都道府県警察を指導した。</p>

業績目標達成のために 行った施策	<p>緻密な交通事故事件捜査の推進 迅速かつ的確な初動捜査を推進するため、交通事故捜査統括官及び交通事故鑑識官の適切な運用を図るとともに、客観的な証拠収集を徹底するなど緻密な交通事故事件捜査の推進するよう、都道府県警察を指導した。</p> <p>悪質・危険運転者に対する迅速・的確な行政処分の実施 悪質・危険運転者を道路交通の場から早期に排除するため、仮停止制度の積極的な活用、迅速・適正な審査登録等の対策を推進するよう、都道府県警察を指導した。</p> <p>飲酒運転者に対する新しい取消処分者講習の試行 4府県で実施したモデル事業の実施結果を踏まえ、講習カリキュラムを策定して各都道府県警察に示すとともに、試行実施する場合の体制整備等について指導した。(24年度中に19府県が実施)</p> <p>取消処分者講習、停止処分者講習等の適正な実施 行政処分の強化に伴い、飲酒運転等の違反者に対する停止処分者講習や取消処分者講習の一層の充実と講習効果向上のための改善について、都道府県警察を指導した。</p> <p>高齢運転者標識の使用促進 都道府県警察に対し、高齢運転者標識の使用を促進させる広報啓発活動の効果的な実施を指示した。</p> <p>信号灯器のLED化、道路標識の高輝度化等【行政事業レビュー対象事業:53 都道府県警察施設整備費補助金(交通安全施設)、24-9 交通警察に係る補助金事業(全国防災)】 信号灯器、道路標識等を視認性に優れたものにするため、信号灯器のLED化、道路標識の高輝度化等を推進した。</p> <p>講習予備検査の適正な実施 高齢運転者が自己の記憶力・判断力の状態を自覚し、安全運転を継続するため、講習予備検査の適正な実施について都道府県警察を指導した。</p> <p>講習予備検査等の調査研究に基づく講習予備検査等の改正作業の実施 講習予備検査の検証改善に関する調査研究結果を踏まえ、検査の判定基準(配点方法及び計算式等)や検査手法(実施要領等)の見直しを行うとともに、その周知を図るため都道府県警察に対する指導・教養を実施した。</p> <p>講習予備検査の結果等に基づく効果的な高齢者講習の実施 高齢者講習において、講習予備検査の結果等に基づき、受講者一人一人の状況に応じた、きめ細やかな指導を行うよう、都道府県警察を指導した。</p> <p>臨時適性検査の的確な実施 臨時適性検査を的確に実施するため、専門医との緊密な連携体制の強化等について都道府県警察を指導した。</p> <p>高齢運転者等への支援の実施 高齢者講習の円滑な受講、運転免許証自主返納者に対する支援の強化等、高齢運転者等に対する支援施策の推進について都道府県警察を指導した。</p>
	<p>評価の結果 (目標の達成状況)</p> <p>業績指標 については、22年と比べ、歩行者妨害等に起因する交通死亡事故件数は増加したものの、他の全ての違反に起因する交通死亡事故件数は、いずれも減少したことから、目標をおおむね達成した。 業績指標 については、22年と比べ、70歳以上の高齢運転者による交通死亡事故件数及び免許保有者10万人当たりの死亡事故件数は、いずれも減少したことから、目標を達成した。 したがって、業績目標である「運転者対策の推進」をおおむね達成したと認められる。</p>
	<p>評価結果:</p>
	<p>評価の結果の政策 への反映の方向性</p> <p>引き続き、悪質・危険運転者対策、高齢運転者対策等の運転者対策を推進する。 特に、悪質・危険性の高い違反に重点を指向した取締り、暴走族の根絶に向けた対策を推進するとともに、講習予備検査とその結果に基づいた高齢者講習の適正かつ効果的な実施に努める。</p>
	<p>学識経験を有する者の知 見の活用</p> <p>25年6月14日に開催した第26回警察庁政策評価研究会において有識者の意見を聴取した上で作成した。</p>
	<p>政策評価を行う過程にお いて使用した資料その他 の情報</p> <p>「平成24年中の交通死亡事故の特徴及び道路交通法違反取締り状況について」(25年2月警察庁交通局) 「運転免許統計(平成24年版)」(25年3月警察庁交通局運転免許課)</p>
	<p>政策所管課</p> <p>交通企画課、交通指導課、交通規制課、 運転免許課</p> <p>政策評価実施時期</p> <p>24年4月から25年3までの間</p>

平成24年度実績評価書

基本目標4 業績目標3

基本目標	安全かつ快適な交通の確保				
業績目標	道路交通環境の整備				
業績目標の説明	社会資本整備重点計画(24年8月31日閣議決定・計画期間24年度～28年度)に即して、交通安全施設等整備事業を推進することにより、道路交通環境を整備する。				
基本目標に関係する 予算額・執行額等	区分	22年度	23年度	24年度	25年度
	予算の 状況 (千円)	当初予算(a) 96,761,709 < 119,228,024 >	88,311,154 < 103,367,889 >	86,269,819 < 115,955,580 >	89,060,624 < 111,914,812 >
	補正予算(b)	0 < 3,925,990 >	5,880,398 < 59,357,050 >	10,911,297 < 49,318,237 >	-----
	繰越し等(c)	3,933 < 35,885,711 >	588,916 < 19,596,630 >	-----	-----
	合計(a+b+c)	96,765,642 < 159,039,725 >	94,780,468 < 182,321,569 >	-----	-----
執行額(千円)	90,390,574 < 122,402,792 >	86,612,680 < 136,489,781 >	-----	-----	
上段には交通警察費及び交通安全対策特別交付金を、下段には複数の基本目標に係る共通経費を、それぞれ計上した。					
業績目標に関係する内閣 の重要政策(施政方針演 説等のうち主なもの)	「社会資本整備重点計画」(24年8月閣議決定) 交通安全施設等整備事業				
	「第9次交通安全基本計画」(23年3月中央交通安全対策会議決定) 第1部第1章第3節				
	1 道路交通環境の整備				

業績指標	業績指標	項目	基準 24年度 目標値 (注3)	実績 24年度	
	交通安全施設等の 整備により抑止さ れる死傷事故	信号機の高度化等 により抑止されてい ると推計される死傷 事故件数(件)(注1)	7,000	8,499	
		事故危険箇所対策 (注2)により、抑止さ れた対策実施箇所 における死傷事故 件数の割合	/	効果測定中	
		(25年4月交通規制課作成)			
	注1:推計方法は別添参照 注2:死傷事故発生率が高く、又は死傷事故が多発している交差点・単路を選定の上、集中的に交通安全施設等を 整備 注3:5年間で最終目標に達成するように、各年度の目標値を均等に配分した場合の24年度の値				
	達成目標	交通安全施設等の整備により、死傷事故を次のとおり抑止する。 信号機の高度化等により、死傷事故を約3万5千件/年抑止する。 事故危険箇所対策により、対策実施箇所における死傷事故を約3割抑止する。			
	達成状況:				
	業績指標	項目	基準 24年度 目標値 (注5)	実績 24年度	
	信号制御の高度化 等により実現される 円滑な交通	信号制御の高度化 により短縮されてい ると推計される対策 実施箇所の通過時 間(千人・時間/ 年)(注4)	18,000	22,638	
		信号制御の高度化 により抑止されてい ると推計される二酸 化炭素の排出量(t CO2/年)(注4)	36,000	45,177	
重点整備地区内の 主要な生活関連経 路を構成する道路 におけるバリアフ リー化の割合(%)		98.3%	97.3%		
(25年4月交通規制課作成)					
注4:推計方法は別添参照 注5:5年間で最終目標に達成するように、各年度の目標値を均等に配分した場合の24年度の値					
達成目標	信号制御の高度化により、対策実施箇所において通過時間を約9千万人時間/年短縮する。 信号制御の高度化により、二酸化炭素の排出量を約18万t-CO2/年抑止する。 原則として、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)に基づく重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する道路全てにおいて、バリアフリー対応型信号機等を整備する。				
達成状況:					

業績指標	項目	基準	実績
		24年度 目標値 (注7)	24年度
停電による信号機の機能停止を防止する信号機電源付加装置の整備台数	整備台数(台)(注6)	5,066	5,229
	(25年4月交通規制課作成)		
達成状況:		達成目標	信号機電源付加装置の整備台数を約6,400台にする。

参考指標・参考事例	なし
-----------	----

業績目標達成のために 行った施策	<p>特定交通安全施設等整備事業(主な事業内容は以下のとおり)【行政事業レビュー対象事業:53 都道府県警察施設整備費補助金(交通安全施設)、24-9 交通警察に係る補助金事業(全国防災)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 集中制御化 車両感知器等によって収集した渋滞情報等を基に、複雑に交差する都市内の道路や交通量の多い幹線道路の信号機を、交通管制センターのコンピュータにより多面的に制御する。 ・ プログラム多段系統化 対象区間内の信号制御パターンを曜日や時間帯に応じて自動的に変化させ、交通の流れを円滑化する。 ・ 右折感応化 右折矢印信号の表示時間を、右折車両の交通量に応じて変化させる。 ・ 多現示化 右折矢印信号を設置するなどして信号現示を増加させ、特定の方向に進行する交通流を分離する。 ・ 半感応化 幹線道路に交差する道路に車両感知器を設置し、車両が感知されないときは幹線道路の信号を優先的に青にする。 ・ 信号灯器のLED化 高輝度で逆光でも見やすく擬似点灯を防止できるLED式信号灯器を整備する。 ・ 対向車接近表示システム 見通しの悪いカーブ等において、車両感知器により対向車の接近を感知し、「対向車接近」等の警告を表示する。 ・ 閉散時押ボタン化、閉散時半感応化 幹線道路の交差点のうち、夜間等の交通閉散時は従道路の交通量がほとんどない交差点を対象として、ピーク時は通常の制御を行い、閉散時は幹線道路側を青、従道路側を赤としておき、従道路側に車両を感知(歩行者の場合は押ボタン操作)した時のみ信号表示を変える。 ・ 速度感応化 異常な高速度で暴走する車を感知した場合、進行方向の信号を赤にする。 ・ 歩車分離化 車両用現示と歩行者用現示を分離することによって歩車の物理的な交錯を排除する。 ・ 歩行者感応化 横断歩行者を感知した場合は歩行者用信号の青信号を延長し、感知しない場合は短縮する。 ・ 視覚障害者用付加装置 歩行者用信号機の表示内容を音響により視覚障害者に知らせる。 ・ 高齢者等感応化 高齢者や身体障害者等が、専用の押ボタンや携帯する専用の発信機を操作することにより、歩行者用信号の青時間を延長する。 ・ 音響式歩行者誘導付加装置 視覚障害者等の歩行者に対してチャイム等により歩行者用青信号の開始を知らせる。 ・ 全感応 交差点の各流入部に車両感知器を設置し、車両感知器から得られた情報により青時間を伸縮させる。 ・ プログラム多段化 信号制御パターンを曜日や時間帯に応じて自動的に変化させることにより、交通量に応じた信号制御を行う。 ・ 押ボタン 主道路側を青としておき、歩行者の押ボタン操作があった時のみ信号表示を変える。 ・ 一灯点滅 主道路側に黄色点滅、従道路側に赤色点滅を現示する。
---------------------	---

評価の結果 (目標の達成状況)	業績指標 については、信号機の高度化等により抑止されていると推計される死傷事故件数は24年度目標値を上回ったことから、目標を達成した。
	業績指標 については、重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する道路におけるバリアフリー化の割合は24年度目標値を下回ったものの、信号制御の高度化により短縮されていると推計される対策実施箇所の通過時間及び抑止されていると推計される二酸化炭素の排出量は、いずれも24年度目標値を上回ったことから、目標をおおむね達成した。
評価結果:	業績指標 については、信号機電源付加装置の整備台数は24年度目標値を上回ったことから、目標を達成した。
評価の結果の政策への反映の方向性	したがって、業績目標である「道路交通環境の整備」をおおむね達成したと認められる。 実施した施策に成果があったと認められることから、第3次社会資本整備重点計画に定められた成果目標を確実に達成するために、引き続き特定交通安全施設等整備事業を推進することとする。

学識経験を有する者の知見の活用	25年6月14日に開催した第26回警察庁政策評価研究会において有識者の意見を聴取した上で作成した。 信号機の高度化等による効果の測定方法は、外部有識者からなる「交通安全施設の効果に関する調査研究委員会」(委員長:大藏泉横浜国立大学教授(当時))により確立された効果測定手法を用いた。
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	「交通安全施設の効果測定報告書」(25年3月警察庁委託)
---------------------------	------------------------------

政策所管課	交通規制課	政策評価実施時期	24年4月から25年3月までの間
-------	-------	----------	------------------

信号機の高度化等による各種効果(24年度末現在)

交通事故抑止効果

信号機の高度化等

事業 年度	集中制御化		プログラム多段系統化		右折感応化		多現示化		半感応化	
	基数	抑止件数	基数	抑止件数	基数	抑止件数	基数	抑止件数	基数	抑止件数
平成24年度	1,681	471	468	225	80	70	681	749	371	111

事業 年度	信号灯器のLED化		対向車接近表示装置		閑散時押ボタン化		閑散時半感応化		速度感応化	
	基数	抑止件数	基数	抑止件数	基数	抑止件数	基数	抑止件数	基数	抑止件数
平成24年度	4,808	5,193	0	0	36	18	102	49	7	8

事業 年度	歩車分離化		歩行者感応化		視覚障害者用付加装置		高齢者等感応化		音響式歩行者誘導付加装置	
	基数	抑止件数	基数	抑止件数	基数	抑止件数	基数	抑止件数	基数	抑止件数
平成24年度	482	390	50	66	599	317	99	57	119	87

事業 年度	信号機新設									
	全感応		半感応		プログラム多段化		押ボタン		一灯点滅	
	基数	抑止件数	基数	抑止件数	基数	抑止件数	基数	抑止件数	基数	抑止件数
平成24年度	1	2	73	128	282	494	87	63	1	1

事業 年度	計 抑止件数
平成24年度	8,499

・「抑止件数」とは、信号機の高度化等により抑止されたと推計される死傷事故件数であり、「交通安全施設の効果測定」により、1事業当たりの整備前後の死傷事故発生状況について調査し、得られた数値を統計学的に処理したものを死傷事故抑止係数(アウトカム係数)とし、これに整備基数を乗じて得られた事業ごとの抑止件数を累計することにより算出している。

・単位未満四捨五入しているため、表中の各項目の和が小計と必ずしも一致しない。

信号機の高度化等による各種効果

交通円滑化効果

信号制御の高度化

事業 年度	集中制御化		プログラム多段系統化		右折感応化		多現示化		半感応化		計 削減効果
	基数	短縮効果	基数	短縮効果	基数	短縮効果	基数	短縮効果	基数	短縮効果	
平成24年度	1,681	18,350	468	2,822	80	178	681	701	371	587	22,638

・「短縮効果」とは、交通安全施設等整備事業により1年間に短縮されたと試算される自動車利用者の旅行時間を表す。単位は(千人・時間/年)であり、1,000人の自動車利用者の旅行時間が1年間に1時間短縮されることを意味する。

・「短縮効果」の算出に当たっては、「交通安全施設の効果測定」により、1事業当たりの整備前後の交通円滑化効果について調査し、得られた数値を統計学的に処理したものを短縮効果係数(アウトカム係数)とし、これに整備基数を乗じて得られた事業ごとの短縮効果を累計することにより算出している。

・単位未満四捨五入しているため、表中の各項目の和が小計と必ずしも一致しない。

二酸化炭素排出量抑止効果

信号制御の高度化

事業 年度	集中制御化		プログラム多段系統化		右折感応化		多現示化		半感応化		計 削減効果
	基数	削減効果	基数	削減効果	基数	削減効果	基数	削減効果	基数	削減効果	
平成24年度	1,681	35,267	468	5,424	80	726	681	1,348	371	2,412	45,177

・「抑止効果」とは、信号制御の高度化により抑止されたと推計される二酸化炭素排出量(単位:t-CO₂/年)であり、「交通安全施設の効果測定」により、1事業当たりの整備前後の交通円滑化効果について調査し、得られた数値を統計学的に処理したものを二酸化炭素抑止効果係数(アウトカム係数)とし、これに整備基数を乗じて得られた事業ごとの抑止効果を累計することにより算出している。

・単位未満四捨五入しているため、表中の各項目の和が小計と必ずしも一致しない。

平成24年度実績評価書

基本目標5 業績目標1

基本目標	国の公安の維持				
業績目標	重大テロ事案等を含む警備犯罪への的確な対処				
業績目標の説明	的確な警備措置を講じることにより、重大テロ事案等(注1)を含む警備犯罪(注2)の予防鎮圧を図るとともに、その取締りを的確に実施する。(業績目標3に係る部分を除く。) 注1:国民の生命、身体及び財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがあるテロリズム及び過激な反グローバリズム運動に伴う大規模暴動等 注2:国の公安又は利益に係る犯罪、警備実施に関連する犯罪その他各種の社会運動に伴う犯罪				
基本目標に係る 予算額・執行額等	区分	22年度	23年度	24年度	25年度
	当初予算(a)	12,891,237 < 119,561,384 >	12,649,412 < 103,367,889 >	12,631,308 < 116,268,682 >	11,918,598 < 112,061,442 >
	補正予算(b)	0 < 3,838,330 >	0 < 59,467,300 >	110,360 < 49,653,975 >	
	繰越し等(c)	0 < 35,885,711 >	0 < 19,596,630 >		
	合計(a+b+c)	12,891,237 < 159,285,425 >	12,649,412 < 182,431,819 >		
執行額(千円)	12,332,193 < 122,648,492 >	12,284,484 < 136,600,031 >			
上段には警備警察費及び皇宮警察費(うち護衛・警備に必要な経費)を、下段には複数の基本目標に係る共通経費を、それぞれ計上した。					
業績目標に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008(20年12月犯罪対策閣僚会議決定) 第6 テロの脅威等への対処 5 重要施設等の警戒警備及び対処能力の強化 第183回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説(25年2月) 四 世界一安全・安心な国 六 原則に基づく外交・安全保障 七 今、そこにある危機				

業績目標	業績指標	実績							
	重大テロ事案等の発生件数	各種訓練の実施、関係機関との連携の強化、治安警備及び警衛・警護の実施等、重大テロ事案等の予防鎮圧に向けた各種施策を推進した結果、国内における重大テロ事案等の発生はなかった。							
達成状況:	達成目標	重大テロ事案等を未然に防止する。							
業績指標	業績指標	実績							
	治安警備及び警衛・警護の実施状況(事例)	【事例1】 24年度中、天皇后陛下は、第63回全国植樹祭御臨場(5月、山口県)、第67回国民体育大会御臨場(9月、岐阜県)、第32回全国豊かな海づくり大会御臨席(11月、沖縄県)を始め、東日本大震災に伴う被災地御見舞い等のため行幸啓になった。警察では、皇室と国民との親和に配慮した警衛・警備を実施し、御身辺の安全確保と歓送迎者の雑踏事故防止を図った。 【事例2】 24年度は、野田首相(当時)のG8キャンブデービット・サミット出席に伴う米国訪問(5月)、G20ロスカボス・サミット出席に伴うメキシコ訪問(6月)、ウラジオストクAPEC首脳会議出席に伴うロシア訪問(9月)等の警備警護に際し、関係国の警察当局と緊密に連携して首相の身辺の安全を確保した。 上記事例のほか、重要施設等の警戒警備については、国内外の諸情勢に応じて警戒体制の見直しを図りながら継続して実施している。24年度中も、発生する事象、国内外の諸情勢を踏まえた的確な警戒警備を実施した。							
	達成状況:	達成目標	国内外の情勢に応じた警備措置を行い、警備対象の安全を確保する。						
	業績指標	基準	実績						
業績指標	項目	19年	20年	21年	22年	23年	19～23年(平均)	24年	
	オウム真理教に係る事件検挙件数・検挙人員(注4)	3件 4人	2件 4人	2件 3人	1件 2人	1件 2人	2件 3人	10件 7人	
	極左暴力集団に係る事件検挙件数・検挙人員	26件 33人	64件 109人	33件 61人	29件 39人	30件 78人	36件 64人	30件 31人	
	右翼関係事件検挙件数・検挙人員	1,752件 2,018人	1,689件 1,853人	1,675件 1,867人	1,667件 1,757人	1,639件 1,713人	1,684件 1,842人	1,733件 1,824人	
	右翼による「テロ、ゲリラ」事件検挙件数・検挙人員(注5)	3件 3人	2件 2人	0件 0人	0件 0人	0件 0人	1件 1人	2件 2人	
	主要警備対象勢力(注3)に係る犯罪の検挙件数及び検挙人員	注3:警備犯罪を行い、又は行うおそれのある主要な対象 注4:平成24年のオウム真理教に係る事件検挙件数・検挙人員のうち、信者勧誘に伴う詐欺事件(1件3人)については無罪が確定した。 注5:右翼関係事件検挙件数・検挙人員の内数である。 【事例1】 平成24年1月、平田信を逮捕監禁致死罪で、6月には菊地直子、高橋克也をそれぞれ殺人及び殺人未遂罪で逮捕したことにより、オウム真理教関係警察庁指定特別手配被疑者全員を検挙するに至った(警視庁)。							

	<p>【事例2】 平成24年3月、中核派非公然アジトを摘発するとともに、同派非公然活動家1人を公務執行妨害罪で逮捕した(警視庁)。</p> <p>【事例3】 実弟と共謀の上、内容虚偽の健康保険被扶養者(異動)届を社会保険事務所に提出するなどとして、被疑者名義の健康保険被保険者証の交付を受けるとともに、41回にわたり、総額約110万円の療養の給付費を受給した詐欺事件等で、平成24年7月から同年11月にかけて、右翼団体幹部を詐欺等で検挙した(大阪)。</p>
達成状況:	<p>達成目標 主要警備対象勢力による違法事案の取締りを推進する。</p>

参考指標	参考指標	基準							実績
		項目	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	19～23年度(平均)	24年度
	重大テロ事案等の対処に係る各種訓練の実施件数	国民保護(化学テロ対処等)図上訓練(回)	10	14	10	6	8	10	5
		国民保護実動訓練(回)	5	4	4	3	3	4	6
		自衛隊との共同図上訓練(回)	0	0	2	3	3	2	1
		自衛隊との共同実動訓練(回)	8	9	22	10	21	14	30
		海上保安庁との共同訓練(回)	5	3	3	3	15	6	12
		(25年4月警備企画課・警備課作成)							
	参考指標	基準							実績
		項目	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	19～23年度(平均)	24年度
治安警備及び警衛・警護実施件数	治安警備実施件数(件)	8,081	8,172	7,445	7,312	7,260	7,654	10,128	
	警衛実施件数(件)	4,778	4,739	4,974	5,299	4,613	4,881	4,955	
	警護実施件数(件)	20,337	18,092	17,765	17,223	19,880	18,659	20,111	
	(25年4月警備課作成)								
参考指標	基準							実績	
	項目	19年	20年	21年	22年	23年	19～23年(平均)	24年	
不法滞在者等の検挙件数及び検挙人員並びに不法残留者数	入管法違反送致件数・送致人員(注6)	7,751件 6,770人	6,049件 5,230人	5,072件 4,428人	4,048件 3,601人	3,183件 2,841人	5,221件 4,574人	2,786件 2,579人	
	集団密航事件検挙件数・検挙人員	10件 28人	8件 16人	2件 4人	2件 8人	1件 2人	5件 12人	0件 0人	
	入管法第65条の通用人員	6,199人	4,834人	2,793人	1,630人	839人	3,259人	593人	
	不法残留者数(注7)	149,785	113,072	91,778人	78,488人	67,065人	100,038人	62,009人	
	入国管理局との合同摘発人員	11,902人	11,669人	7,551人	5,426人	3,758人	8061人	3,040人	
		(25年4月外事課作成)							
	注6:「入管法違反送致件数・送致人員」は、日本人が被疑者である事件を含む。 注7:法務省の公表による(各年の数字はその翌年の1月1日現在のもの)。ただし、平成24年度実績評価計画書では、「不法滞在者数」を参考指標と掲げていたが、法務省の統計数値発表内容の変更に伴い、「不法残留者数」を記載。								

業績目標達成のために 行った施策	<p>重要施設の警戒警備【行政事業レビュー対象事業:25 情報収集・分析機能の強化等、54 千葉県警察成田国際空港警備隊費】 厳しい国際テロ情勢を踏まえ、原子力関連施設、首相官邸等の我が国の重要施設、米国関係施設、鉄道等の公共交通機関等の警戒警備を情勢に応じ適切に実施した。</p>
	<p>重大テロ事案等対処に係る各種訓練【行政事業レビュー対象事業:25 情報収集・分析機能の強化等】 重大テロ事案等の発生に際し、迅速かつ的確な対処を行い、被害の最小化を図るため、各種訓練を実施した。</p>
	<p>大規模警衛・警護警備【行政事業レビュー対象事業:25 情報収集・分析機能の強化等】 その時々々の警備事象や情勢等に応じ、適切な警備体制を確立し、的確に警衛・警護警備を実施した。</p>
	<p>関係機関との情報交換等の連携【行政事業レビュー対象事業:25 情報収集・分析機能の強化等】 重大テロ事案等対処に係る内閣官房等関係機関との情報交換を行うなど、緊密な連携を図った。</p>
	<p>主要警備対象勢力による違法事案の取締り等【行政事業レビュー対象事業:25 情報収集・分析機能の強化等】 極左暴力集団、右翼等の主要警備対象勢力による組織的違法行為等各種違法事案の取締りを推進した。</p>
	<p>不法滞在者等の取締り等【行政事業レビュー対象事業:25 情報収集・分析機能の強化等】 合同摘発や情報交換等、法務省入国管理局等の関係機関との連携を強化し、不法滞在者等の取締りを推進した。</p>

評価の結果 (目標の達成状況)	<p>業績指標 については、重大テロ事案等の予防鎮圧に向けた各種施策を推進した結果、国内における重大テロ事案等の発生がなかったことから、目標を達成した。</p> <p>業績目標 については、国内外の情勢に応じた警戒警備、警衛・警護を推進したことにより、警備対象の安全が図られたことから、目標を達成した。</p> <p>業績目標 については、過去5年間の平均値と比べ、極左暴力集団に係る事件の検挙件数・検挙人員、右翼関係事件の検挙人員が減少しているものの、オウム真理教関係警察庁指定特別手配被疑者全員の逮捕に至ったほか、極左暴力集団及び右翼に対する取締りを通じ、これら勢力の活動実態を解明するなど、主要警備対象勢力による違法事案の取締りを的確に推進したことから、おおむね目標を達成した。</p>
評価結果:	<p>したがって、業績目標である「重大テロ事案等を含む警備犯罪への的確な対処」をおおむね達成したと</p>

<p>評価の結果の政策への反映の方向性</p>	<p>今後とも、情勢に応じた適時・適切な警戒警備、大規模警衛・警護警備等の実施、関係機関との連携強化及び各種訓練の徹底による的確な警備措置を推進する。 また、主要警備対象勢力に対する的確な対処により、公安及び国益を害する犯罪の取締りを的確に実施する。 これらの警備措置や事案対処に当たる部隊等の装備資機材や体制の充実強化を図り、その対処能力の更なる向上に努めることにより、国の公安の維持に万全を期する。</p>		
<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>25年6月14日に開催した第26回警察庁政策評価研究会において有識者の意見を聴取した上で作成した。</p>		
<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>「治安の回顧と展望(平成24年版)」(24年12月警察庁警備局) 「平成24年 警備情勢を顧みて(焦点第282号)」(25年3月警察庁)</p>		
<p>政策所管課</p>	<p>警備企画課、公安課、警備課、外事課</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>24年4月から25年3月までの間</p>

平成24年度実績評価書

基本目標5 業績目標2

基本目標	国の公安の維持					
業績目標	大規模自然災害等の重大事案への的確な対処					
業績目標の説明	的確な警備措置を講ずることにより、大規模自然災害等の重大事案発生に伴う被害の最小化等を図る。					
基本目標に関する 予算額・執行額等	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	
	予算の 状況 (千円)	当初予算(a)	12,891,237 < 119,561,384 >	12,649,412 < 103,367,889 >	12,631,308 < 116,268,682 >	11,918,598 < 112,061,442 >
		補正予算(b)	0 < 3,838,330 >	0 < 59,467,300 >	110,360 < 49,653,975 >	
		繰越し等(c)	0 < 35,885,711 >	0 < 19,596,630 >		
		合計(a+b+c)	12,891,237 < 159,285,425 >	12,649,412 < 182,431,819 >		
執行額(千円)	12,332,193 < 122,648,492 >	12,284,484 < 136,600,031 >				
上段には警備警察費及び皇宮警察費(うち護衛・警備に必要な経費)を、下段には複数の基本目標に係る共通経費を、それぞれ計上した。						
業績目標に関する内閣 の重要政策(施政方針演 説等のうち主なもの)	「防災基本計画」(23年12月中央防災会議決定) 我が国の国土は、地震、津波、暴風、豪雨、地すべり、洪水、高潮、火山噴火、豪雪など極めて多種の自然災害が発生しやすい自然条件下に位置する。また、社会・産業の高度化、複雑化、多様化に伴い、海上災害、航空災害、鉄道災害、道路災害、原子力災害、危険物等災害、大規模な火事災害、林野火災など大規模な事故による被害(事故災害)についても防災対策の一層の充実強化が求められている。					
	第183回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説(25年2月) 四 世界一安全・安心な国					

業績指標	項目	基準							実績
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	19～23年度 (平均)	24年度	
大規模自然災害等の 重大事案への対 処に係る各種訓練 の実施状況及び関 係機関との連携 (各種訓練の実施 件数及び事例)	広域緊急援助隊合同 訓練の実施回数(回)	8	8	8	8	7(注1)	8	8	
	(25年4月警備課作成)								
	注1: 東日本大震災により東北管区での訓練が中止となった								
	【事例1】 24年度においては、24年7月九州北部豪雨等の発生に際し、関係省庁連絡会議等の場を通じて、内閣官房、内閣府、消防庁等関係機関との間で緊密に連携し、情報の共有を図った。 【事例2】 24年9月、東日本の11都道府県警察の広域緊急援助隊等は、新青森県総合運動公園(青森県)において、大規模地震発生及び津波災害を想定し、救出救助訓練、情報収集訓練、緊急交通路確保訓練、多数遺体取扱訓練等の各種訓練を実施した。 【事例3】 24年11月、西日本の10府県警察の広域緊急援助隊等は、橿原運動公園(奈良県)において、大規模災害発生を想定した被災者の救出救助訓練、緊急交通路確保訓練及び避難誘導訓練等の訓練を実施した。								
達成状況:	達成目標	各種実戦的訓練の実施及び関係機関との連携により、大規模自然災害等の重大事案への的確な対処に向けた取組を推進する。							
業績指標	実績								
災害警備活動の実 施状況(事例)	【事例1】 東日本大震災の発生に伴い、警察では、全国の都道府県警察から特別派遣部隊を継続的に派遣し、行方不明者の捜索や警戒・警ら活動、福島第一原子力発電所の周辺地域における検問等の活動を実施した。 【事例2】 24年7月、九州北部豪雨により土砂災害等が発生したことから、熊本・福岡・大分の3県を始めとする関係県警察では災害警備本部等を設置して対応に当たるとともに、福岡県警察等は広域緊急援助隊を派遣し、被災者の救出救助、行方不明者の捜索等の活動を実施した。								
	達成状況:	達成目標	重大事案発生に際し、被害の最小化に向けた災害警備活動を推進する。						

参考指標	項目	19年	20年	21年	22年	23年	19～23年 (平均)	24年
災害警備活動に伴 う警察官の出動人 員数	警察官の出動人員数 (人)(注2、注3)	43,503	39,869	35,671	17,241	2,679,306	563,118	23,893
	(25年4月警備課作成)							
注2: 台風、大雨、強風、高潮、地震及び津波による被害発生に伴い災害警備活動に従事した都道府県警察の警察官(現場臨場したものに限る)の延べ数								
注3: 年をまたぐ出動については、災害が発生した年に人員を計上(東日本大震災における出動人員は、地震及び津波が発生した23年に計上)								

参考指標

項目	19年			20年			
	地震	台風	計	地震	台風	計	
件的数(件)(注4)	5	3	8	6	0	6	
人的被害	死者(人)	16	6	22	18	0	18
	行方不明者(人)	0	2	2	6	0	6
	負傷者(人)	2,721	207	2,928	648	5	653
平均出動人員数(人)	5,811	2,273		4,754			
延べ出動人員数(人)(注5)	29,053	6,819	35,872	29,053		28,526	
項目	21年			22年			
	地震	台風	計	地震	台風	計	
件的数(件)(注4)	4	2	6	1	0	1	
人的被害	死者(人)	1	29	30	0	0	0
	行方不明者(人)	0	2	2	0	0	0
	負傷者(人)	326	165	491	8	27	35
平均出動人員数(人)	246	8,635					
延べ出動人員数(人)(注5)	983	17,269	18,252	63		63	
項目	23年			24年			
	地震	台風	計	地震	台風	計	
件的数(件)(注4)	1	2	3	0	2	2	
人的被害	死者(人)	15,883	106	15,989	2	3	5
	行方不明者(人)	2,668	17	2,685	0	0	0
	負傷者(人)	6,297	726	7,023	36	278	314
平均出動人員数(人)		18,736			2,611	2,611	
延べ出動人員数(人)(注5)	2,632,011	37,472	2,669,483	369	5,223	5,592	
(25年4月警備課作成)							
地震の欄の数値には、地震によって発生した津波に係る数値も含む。							
注4: 件的数は、警察庁において警備連絡室以上の警備本部等を設置した数							
注5: 「災害警備活動に伴う警察官の出動人員数」の注釈を参照							

参考指標	項目	19年度	20年度		21年度
広域緊急援助隊及び広域緊急援助隊特別救助班の事案ごとの出動延べ人員	出動事案	新潟中越沖地震(7月)	岩手・宮城内陸地震(6月)	岩手県沿岸北部を震源とする地震(7月)	中国・九州北部豪雨(7月)
	広域緊急援助隊人員(人)	2,181	1,397	124	346
	特別救助班人員(人)(注6)	184	306	6	51
	項目	22年度		23年度	24年度
	出動事案	広島県梅雨前線による大雨(7月)	東日本大震災(3月)	台風第12号(9月)	平成24年7月九州北部豪雨 7月等
	広域緊急援助隊人員(人)	71	6,249	484	147
特別救助班人員(人)(注6)	0	286	48	15	
(25年4月警備課作成)					
注6: 数字は広域緊急援助隊人員の内数					

業績目標達成のために
行った施策

東日本大震災への対応【行政事業レビュー対象事業:63 災害警備活動に係る装備資機材の整備、71 緊急防災対策に係る原子力関連施設の安全確保】
24年度においても、内閣官房、内閣府等関係機関と緊密に連携するとともに、全国からの特別派遣部隊を継続的に派遣し、東日本大震災に伴う各種災害警備活動を実施した。

災害警備活動【行政事業レビュー対象事業:63 災害警備活動に係る装備資機材の整備、71 緊急防災対策に係る原子力関連施設の安全確保】
大規模災害発生時に、全国から直ちに被災地へ派遣する即応部隊を拡充するとともに、災害対応が長期化する場合に派遣する一般部隊を新たに設置し、両部隊からなる警察災害派遣隊を新設し、災害に幅広く対応できる体制を構築した。

大規模災害対策用資機材の整備【行政事業レビュー対象事業:63 災害警備活動に係る装備資機材の整備、71 緊急防災対策に係る原子力関連施設の安全確保】
大規模災害発生時に対処に当たる広域緊急援助隊等の装備資機材等を充実させるなど、大規模災害対処能力を充実強化した。

関係機関との情報交換等の連携【行政事業レビュー対象事業:63 災害警備活動に係る装備資機材の整備、71 緊急防災対策に係る原子力関連施設の安全確保】
大規模自然災害発生時の対処等について、内閣官房、内閣府等関係機関との情報交換を行うなど、緊密な連携を図った。

重大事案対処に係る各種訓練【行政事業レビュー対象事業:63 災害警備活動に係る装備資機材の整備、71 緊急防災対策に係る原子力関連施設の安全確保】
災害の発生に際し、迅速かつ的確な対処を行い被害の最小化を実現するため、全国の都道府県警察において各種実戦的訓練を実施した。

<p>評価の結果 (目標の達成状況)</p>	<p>業績指標 については、管区単位や各府県ごとに、津波災害等を想定した各種訓練を実施するとともに、消防や自衛隊との合同訓練を実施した。また、各種災害の発生に伴い政府に設置された関係省庁連絡会議等における情報交換等により、関係機関との連携を強化していることから、目標を達成した。</p> <p>業績指標 については、現在も東日本大震災に伴う災害警備活動を継続実施しているほか、平成24年7月九州北部豪雨等の各種災害発生時には、所要の体制を確立して災害警備活動に当たったことから、目標を達成した。</p> <p>したがって、業績目標である「大規模自然災害等の重大事案への的確な対処」を達成したと認められる。</p>		
	<p>評価結果:</p>		
<p>評価の結果の政策への反映の方向性</p>	<p>今後とも、関係機関との連携強化及び各種訓練の徹底による的確な警備措置を推進する。</p> <p>また、東日本大震災を踏まえ、警察では津波災害対策、原子力災害対策等を始めとした危機管理体制の再構築・強化等を推進するなど、不断の見直しを行っており、今後も大規模自然災害等の重大事案発生時に必要な装備資機材や体制を強化する。</p> <p>引き続き、その対処能力の更なる向上に努めることにより、国の公安の維持に万全を期する。</p>		
<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>25年6月14日に開催した第26回警察庁政策評価研究会において有識者の意見を聴取した上で作成した。</p>		
<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>「治安の回顧と展望(平成24年版)」(24年12月警察庁警備局) 「東日本大震災と警察(焦点第281号)」(24年3月警察庁) 「平成24年 警備情勢を顧みて(焦点第282号)」(25年3月警察庁)</p>		
<p>政策所管課</p>	<p>警備課</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>24年4月から25年3月までの間</p>

平成24年度実績評価書

基本目標5 業績目標3

基本目標	国の公安の維持					
業績目標	対日有害活動、国際テロ等の未然防止及びこれら事案への的確な対処					
業績目標の説明	諜報事案、拉致容疑事案、大量破壊兵器関連物資等の不正輸出事案、国際テロ等に係る国内外の情報収集・分析機能を強化することにより、対日有害活動、国際テロ等の未然防止を図るとともに、これら事案に的確に対処する。					
基本目標に関する 予算額・執行額等	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	
	予算の 状況 (千円)	当初予算(a)	12,891,237 < 119,561,384 >	12,649,412 < 103,367,889 >	12,631,308 < 116,268,682 >	11,918,598 < 112,061,442 >
		補正予算(b)	0 < 3,838,330 >	0 < 59,467,300 >	110,360 < 49,653,975 >	
		繰越し等(c)	0 < 35,885,711 >	0 < 19,596,630 >		
		合計(a+b+c)	12,891,237 < 159,285,425 >	12,649,412 < 182,431,819 >		
執行額(千円)	12,332,193 < 122,648,492 >	12,284,484 < 136,600,031 >				
上段には警備警察費及び皇宮警察費(うち護衛・警備に必要な経費)を、下段には複数の基本目標に係る共通経費を、それぞれ計上した。						
業績目標に関する内閣 の重要政策(施政方針演 説等のうち主なもの)	犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008(20年12月犯罪対策閣僚会議決定) 第6 テロの脅威等への対処					
	第183回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説(25年2月) 三 経済成長を成し遂げる意思と勇氣 四 世界一安全・安心な国 六 原則に基づく外交・安全保障 七 今、そこにある危機					
業績指標	業績指標	実績				
	国内外の関係機関との情報交換等の連携状況(事例)	外事情報部長によるハイレベルかつ緊密な情報交換及び実務担当者による情報交換等を積極的に実施し、従来以上に外国治安機関等との緊密が図られた。 また、24年10月、国際協力機構(JICA)と「国際テロ事件捜査セミナー」を共催し、世界各国のテロ対策実務担当者に対してテロ事件の捜査技術に関するノウハウを提供するなど、国際的な取組に積極的に参加した。 さらに、税関等関係機関と緊密に連携した結果、24年度中に、対北朝鮮措置に係る違法行為を6件、対イラン措置に係る事件を1件、大量破壊兵器関連物資等に関する事件を1件検挙した。				
	達成状況:	達成目標	国内外の機関との情報交換を始めとした関係機関との連携を強化する。			
	業績指標	実績				
	国際テロの発生件数	外事情報部長による外国治安情報機関等とのハイレベルかつ緊密な情報交換、内閣情報会議、合同情報会議等における関係機関に対する情報の提供等により、国内外の関係機関との連携を強化し、テロ関連情報の収集・分析を強化した。 また、テロリスト等の入国及び銃器・爆発物等の持込みを防ぐため、入国管理局、税関等の関係省庁と連携し、国際空港における水際対策を実施した。 さらに、爆発物原料販売事業者及び旅館業者等、テロリストがテロの準備段階において利用する可能性のある施設等の管理者に対し、不審情報の即報等の協力を要請した。 その結果、我が国において国際テロの発生はなかった。				
達成状況:	達成目標	国際テロを未然に防止する。				
業績目標	実績					
北朝鮮による拉致容疑事案、大量破壊兵器関連物資等の不正輸出事案等対日有害活動に係る事案への取組状況(事例)	警察は、24年度中、半導体製造装置の使用に係るプログラムの無許可役務取引事件ほか2件を検挙したほか、北朝鮮による拉致容疑事案について捜査を推進するなど、対日有害活動に的確に対処した。 【事例1】 通常兵器の製造等に用いることのできる技術として、外国為替及び外国貿易法(外為法)で提供が規制されている半導体製造装置の使用に係るプログラム8セットを、経済産業大臣の許可を受けないで、22年9月から23年1月にかけて、中国企業等に提供したことから、24年7月、中古半導体製造装置販売会社役員を外為法違反(無許可役務取引)で検挙した(神奈川)。 【事例2】 米国調査会社が著作権を有する軍事関係情報に関する市場調査レポートのデータを、21年9月、不正に複製した上、北朝鮮の軍関係者の疑いのある人物に送信したことから、25年1月、会社役員を著作権法違反で検挙した(大阪)。 【事例3】 イランの核活動等に関し、資産凍結等の措置の対象として指定されたイランの海運会社に対し、23年11月及び24年2月、経済産業大臣の許可を受けないで支払を行ったことから、25年1月、船舶代理店役員らを外為法違反(無許可支払)で検挙した(警視庁)。					
達成状況:	達成目標	北朝鮮による拉致容疑事案、大量破壊兵器関連物資等の不正輸出事案等対日有害活動に対する取組を推進する。				

参考指標・参考事例	なし		
業績目標達成のために 行った施策	官邸、関係機関等との連携【行政事業レビュー対象事業:25 情報収集・分析機能の強化】 内閣情報会議、合同情報会議等において、官邸、内閣官房等に対し政府の意思決定に資する情報の提供を行った。		
	外国治安情報機関等との多様な情報交換【行政事業レビュー対象事業:25 情報収集・分析機能の強化】 外事情報部長による外国治安情報機関等とのハイレベルかつ緊密な情報交換等に加え、実務担当者による情報交換等を実施した。		
	情報収集・分析機能の強化【行政事業レビュー対象事業:22 ラヂオプレスニュース速報受信、23 国際テロ対策データベースシステム、24 国際テロ捜査情報分析支援装置維持費、25 情報収集・分析機能の強化】 外事課及び国際テロリズム対策課において、所要の増員措置等を講ずることにより、対日有害活動や国際テロ等に関連する情報の収集・分析体制の強化を図った。		
評価の結果 (目標の達成状況)	業績指標 については、国内外の関係機関との情報交換等の連携が強化されていることから、目標を達成した。 業績指標 については、国際テロを未然に防止したことから、目標を達成した。 業績指標 については、今後取組を一層強化する必要があるが、大量破壊兵器関連物資等の不正輸出に係る事案についての捜査を推進したほか、9年ぶりに北朝鮮工作員を検挙するなど、対日有害活動に的確に対処したことから、おおむね目標を達成した。 したがって、業績目標である「対日有害活動・国際テロ等の未然防止及びこれらの事案への的確な対処」をおおむね達成したと認められる。		
	評価の結果の政策 への反映の方向性	情報収集・分析機能は一定の強化が図られたが、引き続き、情報収集・分析体制の強化、国内外の関係機関との情報交換を図り、情報収集・分析機能の強化を進めていくこととする。	
学識経験を有する者の知 見の活用	25年6月14日に開催した第26回警察庁政策評価研究会において有識者の意見を聴取した上で作成した。		
政策評価を行う過程にお いて使用した資料その他 の情報	「治安の回顧と展望(平成24年版)」(24年12月警察庁警備局) 「平成24年 警備情勢を顧みて(焦点第282号)」(25年3月警察庁)		
政策所管課	外事課、国際テロリズム対策課	政策評価実施時期	24年4月から25年3月までの間

平成24年度実績評価書

基本目標6 業績目標1

基本目標	犯罪被害者等の支援の充実					
業績目標	犯罪被害者等に対する経済的支援・精神的支援等総合的な支援の充実					
業績目標の説明	犯罪被害者等は、犯罪による直接的な被害に加えて、精神的苦痛、経済的損害等の様々な被害を被っており、多様な場面に於いて支援を必要としていることから、犯罪被害者等に対する経済的・精神的支援等総合的な支援を充実させる。					
基本目標に関する 予算額・執行額等	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	
	予算の 状況 (千円)	当初予算(a)	2,071,710 < 119,228,024 >	1,816,444 < 103,367,889 >	1,623,149 < 103,254,393 >	1,741,548 < 104,147,348 >
		補正予算(b)	0 < 3,925,990 >	0 < 59,357,050 >	156,743 < 49,318,237 >	
		繰越し等(c)	0 < 35,885,711 >	0 < 19,596,630 >		
		合計(a+b+c)	2,071,710 < 159,039,725 >	1,816,444 < 182,321,569 >		
	執行額(千円)		1,837,737 < 122,402,792 >	1,813,408 < 136,489,781 >		
上段には犯罪被害給付費を、下段には複数の基本目標に係る共通経費を、それぞれ計上した。						
業績目標に関する内閣 の重要政策(施政方針演 説等のうち主なもの)	「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」(20年12月犯罪対策閣僚会議決定) 第1 身近な犯罪に強い社会の構築 7 犯罪被害者の保護					
	「第2次犯罪被害者等基本計画」(23年3月閣議決定) 重点課題に係る具体的施策 第1 損害回復・経済的支援等への取組 第2 精神的・身体的被害の回復・防止への取組 第4 支援等のための体制整備への取組					

業績指標	年度別	基準										実績			
		19年度	20年度	21年度		22年度		23年度		19～23年度 (平均)		24年度			
				うち法 律・政 令改 正の 効果 (注1)	うち法 律・政 令改 正の 効果	うち法 律・政 令改 正の 効果	うち法 律・政 令改 正の 効果	うち法 律・政 令改 正の 効果	うち法 律・政 令改 正の 効果	うち法 律・政 令改 正の 効果	うち法 律・政 令改 正の 効果	うち法 律・政 令改 正の 効果	うち法 律・政 令改 正の 効果		
犯罪被害給付制度 の運用状況	申請	被害者 (申請件数)	448 (574)	462 (565)	-	589 (719)	-	585 (718)	-	652 (810)	-	547 (677)	-	619 (729)	-
	裁定	支給被害者 (裁定件数)	407 (546)	388 (510)	1 (1)	538 (656)	53 (56)	534 (641)	112 (121)	663 (835)	191 (209)	506 (638)	89 (97)	517 (621)	135 (138)
		不支給被害者 (裁定件数)	38 (42)	19 (22)	0 (0)	28 (31)	0 (0)	29 (32)	6 (6)	52 (61)	12 (12)	33 (38)	5 (5)	56 (69)	21 (21)
		計 (裁定件数)	445 (588)	407 (532)	1 (1)	566 (687)	53 (56)	563 (673)	118 (127)	715 (896)	203 (221)	539 (676)	94 (101)	573 (690)	156 (159)
		裁定金額(百万円)	932	907	13	1,277	342	1,311	640	2,065	1,142	1,298	534	1,509	889
	24年度は暫定値 (25年4月給与厚生課作成)														
注1:「うち法律・政令改正の効果」とは、被害者又は申請者のうち、以下の法律・政令改正により支給額が増額となった者の人数を計上している。															
<p><平成20年7月1日から施行された法律・政令改正の概要> 犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律の一部を改正する法律(平成20年法律第15号)</p> <ul style="list-style-type: none"> 重傷病給付金等について休業損害を加算 犯罪被害者等が犯罪行為により生じた負傷又は疾病の療養のため、従前その勤労に基づいて通常得ていた収入の全部又は一部を得ることができなかった日がある場合、重傷病給付金及び遺族給付金の額に、休業損害を考慮した額を加算 <p>犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(平成20年政令第170号)</p> <ul style="list-style-type: none"> 生計維持関係のある遺族に対する遺族給付金の引上げ 生計維持関係のある遺族に対する遺族給付金の最高額を約1,600万円から約3,000万円に引上げ、平均収入が低い130歳未満の犯罪被害者について最低額を大幅に引上げ 重度後遺障害を負った被害者に対する障害給付金の引上げ 障害等級第1級に該当し、常に介護を要する状態にある犯罪被害者に対する障害給付金の最高額を約1,800万円から約4,000万円に引上げ、平均収入が低い130歳未満の犯罪被害者について最低額を大幅に引上げ 															
達成状況:	達成目標	犯罪被害給付制度を適切に運用する。													
業績指標	基準													実績	
犯罪被害者等に対する カウンセリングの実施件数	項目	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	19～23年度 (平均)	24年度							
	警察部内カウンセラーによる カウンセリング実施件数(件)	4,075	3,410	4,090	4,072	3,851	3,900	4,576							
	部外カウンセラーによるカウ ンセリング実施件数(件)	458	404	458	451	468	448	593							
(25年4月給与厚生課作成)															
達成状況:	達成目標	警察部内カウンセラーの積極的な運用等により、犯罪被害者等に対するカウンセリングを的確に行う。													

業績指標	基準							実績
	項目	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	19～23年度(平均)	24年度
関係機関・団体等との連携状況	民間被害者支援団体における相談受案件数(人)	15,572	17,027	19,519	22,192	24,649	19,792	25,892
	犯罪被害者等早期援助団体の指定数(団体・累計)	17	24	30	39	40	30	44
	警察からの情報提供件数(件)	393	415	542	606	712	534	852
(25年4月給与厚生課作成)								
達成状況:	達成目標	それぞれの指標について最近の増加傾向を維持する。						

参考指標	項目	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	19～23年度(平均)	24年度
刑法犯(過失犯(注2)を除く。)による死者及び重傷者の数	死者(人)	798	831	714	636	656	727	585
	重傷者(人)	2,701	2,602	2,598	2,624	2,782	2,661	2,754
	合計	3,499	3,433	3,312	3,260	3,438	3,388	3,339
24年度は暫定値 (25年4月刑事企画課作成)								
注2:過失犯とは、過失致死傷、業務上過失致死傷及び失火をいう。								
参考指標	項目	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	19～23年度(平均)	24年度
交通事故による死者及び重傷者(注3)の数	死者(人)	5,536	5,180	4,944	4,883	4,578	5,024	4,438
	重傷者(人)	60,365	55,742	53,240	50,647	48,230	53,645	46,139
	24年度は暫定値 (25年4月交通企画課作成)							
注3:重傷者とは、全治1か月以上の障害を負った者をいう。								
参考指標	項目	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	19～23年度(平均)	24年度
犯罪被害者等に対するカウンセリング体制の整備状況	警察における臨床心理資格を有する被害相談専門要員(人)	84	85	84	84	86	85	86
	その他の被害相談専門要員(人)	141	182	185	174	135	163	136
	24年度は暫定値 (25年4月給与厚生課作成)							
参考事例	強制わいせつの被害を受けた女兒は、被害直後から外出を怖がるようになるなど精神的な不安が見られたことから、約2か月にわたり、箱庭づくりなどのプレイセラピーによる継続的なカウンセリングを実施し、安心感を高めるとともに、電話や面接により保護者の悩みに向き合い、助言を行うなどの支援を実施した。							

業績目標達成のために行った施策	被害者支援推進計画の推進【行政事業レビュー対象事業:27 犯罪被害給付金等、28 犯罪被害者支援経費】 「平成24年度警察庁犯罪被害者支援推進計画」を策定し、都道府県警察に示すとともに、当該計画に基づき、各種支援施策を推進した。
	被害者支援に対する適正な支援の推進 犯罪被害者支援に携わる警察職員の士気高揚を図るため、真に国民のニーズを踏まえた犯罪被害者支援活動及び効果的な施策に対して、表彰を実施した。
	研修(被害者支援指導専科及び被害者カウンセリング技術初級専科)の実施【行政事業レビュー対象事業:27 犯罪被害給付金等】 警察大学校等において、被害者支援専科、被害者カウンセリング技術専科といった犯罪被害者支援に関する各種研修を実施した。
	広報の推進【行政事業レビュー対象事業:27 犯罪被害給付金等】 11月を広報実施月に設定して、犯罪被害者支援活動の周知と参加の促進及び犯罪被害給付制度の周知徹底について、重点的に広報を実施するとともに、年間を通じて、関係機関・団体と連携を図った。
	全国被害者支援フォーラム等を通じた民間被害者支援団体との連携の推進【行政事業レビュー対象事業:28 犯罪被害者支援経費】 民間被害者支援団体等と「全国被害者支援フォーラム2012」を共催した。
	被害を受けた少年に対する支援の推進(被害少年に対する継続的な支援の推進等) 少年サポートセンター等において、関係機関・団体と協力し、カウンセリングの実施や少年の家庭環境を始めとする周囲の環境の調整を行うなど、精神面・環境面での継続的な支援を行った。

評価の結果 (目標の達成状況)	業績指標 については、申請した被害者数、支給裁定を受けた被害者数及び裁定・決定金額が前年度と比較して減少しているものの、過去5年間の平均値と比較すると増加しており、また、20年7月1日には支給額を拡大する改正法律・政令が施行されたが、これについても確実に運用されていることなどに鑑みると、犯罪被害給付制度は健全に機能していると認められることから、同制度の適切な運用を図るという目標を達成した。 業績指標 については、警察部内カウンセラーによるカウンセリング実施件数及び部外カウンセラーによるカウンセリング実施件数とともに過去5年間の平均値(それぞれ3,900件、448件)を上回っていることから、警察部内カウンセラーの積極的な運用により、犯罪被害者等に対するカウンセリングを的確に行うという目標を達成した。
	業績指標 については、民間被害者支援団体における相談受案件数は、回帰直線上の値(26,787人)との差が3.3パーセントと同等の水準を維持しているほか、犯罪被害者等早期援助団体の指定数は、回帰直線上の値(48団体)との差が8.9パーセントと10パーセント以内を維持しており、また、警察からの情報提供件数は、回帰直線上の値(782件)を上回っていることから、それぞれの指標について最近の増加傾向を維持するという目標を達成した。 したがって、業績目標である「犯罪被害者等に対する経済的支援・精神的支援等総合的な支援の充実」を達成したと認められる。
	今後とも、民間被害者支援団体等の関係機関・団体と連携を図りつつ、犯罪被害者等に対する経済的・精神的支援等総合的な支援の充実を図る。 特に、犯罪被害者等に対するカウンセリングの更なる充実を図るため、適任者の確保、研修の充実等について、都道府県警察に対する必要な指導を行っていくこととする。
評価結果:	
評価の結果の政策への反映の方向性	

学識経験を有する者の知見の活用	25年6月14日に開催した第26回警察庁政策評価研究会において有識者の意見を聴取した上で作成した。		
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	「平成24年度における犯罪被害給付制度の運用状況について」(25年4月警察庁長官官房給与厚生課) 「犯罪統計書」(19～23年)(警察庁) 「交通事故統計年報」(警察庁交通局)		
政策所管課	給与厚生課	政策評価実施時期	24年4月から25年3月までの間

平成24年度実績評価書

基本目標7 業績目標1

基本目標	安心できるIT社会の実現				
業績目標	情報セキュリティの確保とネットワーク利用犯罪等サイバー犯罪の抑止				
業績目標の説明	ITが国民生活や社会経済活動に多大な影響を与える存在となっていることを踏まえ、情報セキュリティを確保するとともに、ネットワーク利用犯罪を始めとするサイバー犯罪の取締り、サイバーテロ対策を進めることにより、安心できるIT社会を実現する。				
基本目標に関する 予算額・執行額	区分	22年度	23年度	24年度	25年度
	予算の状況(千円)				
	当初予算(a)	207,630 < 119,228,024 >	227,291 < 103,367,889 >	223,945 < 103,254,393 >	239,395 < 104,147,348 >
	補正予算(b)	0 < 3,925,990 >	0 < 59,357,050 >	178,832 < 49,318,237 >	
	繰越し等(c)	0 < 35,885,711 >	0 < 19,596,630 >		
合計(a+b+c)	207,630 < 159,039,725 >	227,291 < 182,321,569 >			
執行額(千円)	178,765 < 122,402,792 >	197,822 < 136,489,781 >			
上段には情報技術犯罪対策費を、下段には複数の基本目標に係る共通経費を、それぞれ計上した。					
業績目標に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	「IT新改革戦略」(18年1月IT戦略本部決定) 今後のIT政策の重点 2.IT基盤の整備 (2)安心してITを使える環境の整備				
	「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」(20年12月犯罪対策閣僚会議決定) 第5 安全なサイバー空間の構築				
	第183回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説(25年2月) 四 世界一安全・安心な国				

業績指標	業績指標	項目	基準					実績	
	サイバー犯罪(注1)の検挙件数	検挙件数(件)	19年	20年	21年	22年	23年	21~23年(平均)	24年
			5,473	6,321	6,690	6,933	5,741	6,455	7,334
	(25年4月情報技術犯罪対策課作成)								
	注1: 高度情報通信ネットワークを利用した犯罪やコンピュータ又は電磁的記録を対象とした犯罪等の情報技術を利用した犯罪								
達成状況:		達成目標	サイバー犯罪の検挙件数を過去3年間の平均値よりも増加させる。						
業績指標	項目	基準					実績		
サイバーテロ(注2)の発生件数	発生件数(件)	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	19~23年度(平均)	24年度	
		0	0	0	0	0	0	0	
(25年4月警備企画課作成)									
注2: 重要インフラの基幹システムに対する電子的攻撃又は重要インフラの基幹システムにおける重大な障害で電子的攻撃による可能性が高いもの									
達成状況:		達成目標	サイバーテロの発生及び被害の拡大を防止する。						

参考指標・参考事例	参考指標	項目	19年	20年	21年	22年	23年	19~23年(平均)	24年
	サイバー犯罪等に関する相談受案件数	合計(件)	73,193	81,994	83,739	75,810	80,273	79,002	77,815
		詐欺・悪質商法	32,824	37,794	40,315	31,333	32,892	35,032	29,113
		迷惑メール	4,645	6,038	6,538	9,836	11,667	7,745	12,946
		名誉毀損・誹謗中傷	8,871	11,516	11,557	10,212	10,549	10,541	10,807
		インターネット・オークション	12,707	8,990	7,859	6,905	5,905	8,473	4,848
		不正アクセス・ウイルス	3,005	4,522	4,183	3,668	4,619	3,999	4,803
		違法情報・有害情報	3,497	4,039	3,785	3,847	3,382	3,710	3,199
		その他	7,644	9,095	9,502	10,009	11,259	9,502	12,099
	(25年4月情報技術犯罪対策課作成)								
参考指標	項目	19年	20年	21年	22年	23年	19~23年(平均)	24年	
インターネット・ホットラインセンターが受理した違法情報及び有害情報件数	違法情報(件)	12,818	14,211	27,751	35,016	36,573	25,274	38,933	
	有害情報(件)	3,600	6,122	6,217	9,667	4,827	6,087	12,003	
(25年4月情報技術犯罪対策課作成)									
参考指標	項目	19年	20年	21年	22年	23年	19~23年(平均)	24年	
出会い系サイト及びコミュニティサイトの利用に起因する犯罪被害にあった児童数	出会い系サイトの利用に起因する犯罪被害に遭った児童数(人)	1,100	724	453	254	282	563	218	
	コミュニティサイトの利用に起因する犯罪被害に遭った児童数(人)		792	1,136	1,239	1,085	1,063	1,076	
(25年4月情報技術犯罪対策課作成)									

業績目標達成のために
行った施策

<p>全国協働捜査方式の推進、捜査官の育成、各種資機材の整備等によるサイバー犯罪対策の体制の強化【行政事業レビュー対象事業：60 サイバー犯罪取締りの推進】</p> <p>サイバー犯罪の取締りを強化し、IT社会における国民の安全・安心を確保するため、サイバー犯罪捜査に係る地方警察官を増員するとともに、違法・有害情報の効率的な捜査活動を推進するための全国協働捜査方式(注)を活用した取締りを推進した。また、サイバー犯罪対策に従事する警察職員に対し、サイバー犯罪対策に関する専門知識を習得させるための研修、解析手法を習得させるための訓練等を実施した。さらに、サイバー犯罪捜査や解析のために必要な資機材を整備するとともに、ファイル共有ソフトによるファイルの流通状況等の実態を把握するためのP2P観測システムを運用し、ファイル情報の分析・検索を行った。</p> <p>(注) インターネット・ホットラインセンターから警察庁に対して通報された違法・有害情報の発信元を割り出すための初期捜査を警視庁に設置された情報追跡班が一元的に行い、捜査すべき都道府県警察を警察庁が調整する捜査方式</p>
<p>警察職員への研修等によるサイバーテロ対策のための体制強化</p> <p>サイバー攻撃手法等に関する研修及び民間委託による訓練等を実施し、最新のサイバー攻撃に対する防御技術の習得等を図った。また、リアルタイム検知ネットワークシステムを運用し、サイバー攻撃の予兆・実態把握に努めた。</p>
<p>先進的なサイバー犯罪に対応するための効果的な抑止・捜査手法の活用の推進</p> <p>改正不正アクセス禁止法に基づく取締りを推進するとともに、ファイル共有ソフトを悪用した著作権侵害事犯について、全国47都道府県警察において一斉取締りを行うなど効果的な取締りを実施した。また、サイバー犯罪の捜査情報を共有するシステムを運用し、各都道府県警察において個別に把握したサイバー犯罪に関する捜査情報等の共有を図り、合同・共同捜査を推進した。</p>
<p>インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律の効果的な運用</p> <p>インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律に基づき、第6条の禁止誘引行為違反について、24年中は360件検挙した。</p>
<p>ホットライン業務の効果的な運用【行政事業レビュー対象事業：29 インターネット・ホットライン業務】</p> <p>一般のインターネット利用者からの違法・有害情報に関する通報を受け、違法・有害情報の警察への通報や違法・有害情報に係るサイト管理者等への削除依頼を行うため、警察庁が業務委託をしているインターネット・ホットラインセンターにおいては、通報を受けたインターネット上の違法・有害情報に関し、サイト管理者等に対して、24年中は25,241件の削除依頼を行い、このうち22,039件(87.3%)が削除された。</p>
<p>外部委託したサイバーパトロール業務の効果的運用【行政事業レビュー対象事業：29 インターネット・ホットライン業務、30 サイバーパトロール業務】</p> <p>一般のインターネット利用者からの通報が期待できない出会い系サイトや児童ポルノ等が掲載された登録制サイト等をパトロールし、発見した違法・有害情報をインターネット・ホットラインセンターに通報するため、警察庁が業務委託しているサイバーパトロールにおいては、平成24年中に14,115件の通報を実施した。</p>
<p>サイバー防犯ボランティアの育成・支援【行政事業レビュー対象事業：29 インターネット・ホットライン業務、24-7 サイバー防犯ボランティア育成・支援の在り方に関する調査研究】</p> <p>サイバー空間におけるボランティア活動の促進を図るため、既存のサイバー防犯ボランティア団体に対してアンケート調査を実施するなどして、「サイバー防犯ボランティア活動のためのマニュアル(モデル)」、「サイバー防犯ボランティア育成のための研修カリキュラム(モデル)」を作成し、警察庁ホームページに掲載するなどして、新たなサイバー防犯ボランティアの結成を促進するとともに、既存の防犯ボランティア団体の活動支援を推進した。</p>
<p>サイバーテロ対策セミナー、共同訓練等の実施による重要インフラ事業者等との連携強化</p> <p>都道府県警察のサイバーテロ対策プロジェクトにおいて、重要インフラ事業者等への個別訪問を行い、捜査に対する協力等の要請を行うとともに、サイバーテロ対策協議会、サイバーテロ対策セミナー等を開催し、情報セキュリティに関する情報提供や意見交換等を行ったほか、重要インフラ事業者等と事案発生を想定した共同訓練を実施し、緊急対処能力の向上を図るなど、官民連携の強化に努めた。</p>
<p>情報窃取の標的となるおそれのある事業者等との連携強化</p> <p>情報窃取の標的となるおそれのある事業者等との「サイバーインテリジェンス情報共有ネットワーク」及びウイルス対策ソフト提供事業者等との「不正プログラム対策協議会」の枠組みを活用してサイバー攻撃に係る情報共有を行い、また、セキュリティ関連事業者と「サイバーインテリジェンス対策のための不正通信防止協議会」を設置し(24年8月)、官民の連携強化を推進した。</p>
<p>情報技術解析に係る関係機関との連携強化</p> <p>関係機関に対し、デジタルフォレンジックに関する講義を行うなどの取組を通じて連携強化を図った。また、民間有識者コミュニティと情報技術に係る情報の提供に関する協力を行う旨の協定を締結し、民間との協力関係を構築した。</p>
<p>総合セキュリティ対策会議の開催等による産業界等との連携強化【行政事業レビュー対象事業：31 アクセス制御機能に関する技術の研究開発の状況等に関する調査及び広報啓発等】</p> <p>総合セキュリティ対策会議においては、「サイバー犯罪捜査の課題と対策」及び「官民が連携した違法・有害情報対策の更なる推進」について議論を行い、その対策等を取りまとめたほか、警察庁、総務省及び経済産業省が主体となって設置した、民間事業者等を構成員とする不正アクセス防止対策に関する官民意見集約委員会(官民ボード)において取りまとめた「不正アクセス防止対策に関する行動計画」に基づいた取組を推進した。成果の一部として、情報セキュリティに関する情報を集約した情報セキュリティ・ポータルサイト「ここからセキュリティ!」を公開した。また、プロバイダ連絡協議会等においてサイバー犯罪情勢や対策の在り方等について情報交換を行うとともに、インターネットに係る最新の技術に関する情報及び電子機器等の解析に必要な技術情報を得るため、民間企業との技術協力を推進した。</p>

	<p>国際捜査協力及び情報セキュリティに関する情報共有等によるサイバー犯罪取締り等のための国際連携の強化 G8ハイテク犯罪サブグループ会合への出席、アジア太平洋地域サイバー犯罪捜査技術会議の開催、国際刑事警察機構(ICPO-Interpol)を通じたサイバー犯罪・サイバー攻撃事案に係る国際捜査共助の実施等により、犯罪取締り等のための諸外国との国際連携を強化した。</p> <p>各種講演やセミナーによる教養及びホームページ等を活用した情報発信を通じた情報セキュリティ対策に関する広報啓発【行政事業レビュー対象事業:31 アクセス制御機能に関する技術の研究開発の状況等に関する調査及び広報啓発等】 警察やプロバイダ連絡協議会等が主催する研修会、学校等における講演会、情報通信技術関連イベント等における情報セキュリティ・アドバイザーによる講演やセミナーを実施したほか、警察庁セキュリティポータルサイト(@police)、情報セキュリティ対策DVD、広報啓発用リーフレット等を通じて、情報セキュリティに関する広報啓発を行った。</p>
<p>評価の結果 (目標の達成状況)</p>	<p>業績指標 については、24年のサイバー犯罪の検挙件数が過去3年間の平均値と比べ増加していることから、目標を達成した。 業績指標 については、サイバーテロの発生がなかったことから、目標を達成した。 他方、一連の遠隔操作ウイルス等による犯行予告事案により、警察のサイバー犯罪捜査に対する信頼が大きく揺らぐとともに、情報通信技術の急速な発達に警察捜査が追いついていないのではないかと不安を国民に与える結果となった。 したがって、業績指標については目標を達成したもの、業績目標である「情報セキュリティの確保とネットワーク利用犯罪等のサイバー犯罪の抑止」は目標を達成したとまでは認められない。</p>
<p>評価結果:</p>	
<p>評価の結果の政策への反映の方向性</p>	<p>一連の遠隔操作ウイルス等による犯行予告事案により、警察のサイバー犯罪捜査に対する信頼が大きく揺らぐとともに、情報通信技術の急速な発達に警察が追いついていないのではないかと不安を国民に与える結果となったことを受けて、25年1月、当面緊急に推進すべき施策をサイバー犯罪対処能力の強化等に向けた緊急プログラムとして取りまとめた。同プログラムに基づき、サイバー犯罪に関する捜査力及び解析力の強化や体制の整備、資機材の整備、民間事業者、有識者等の知見の活用等を実施し、サイバー犯罪対処能力の強化等を推進する。 また、引き続き、サイバーテロ対策に係る体制の強化並びに事案の未然防止及び事案発生時における迅速・確実な対処のための取組を推進するほか、情報通信技術を用いた謀報活動であるサイバーインテリジェンス対策に係る取組を推進するなど、サイバー攻撃事案の実態解明及び官民連携の強化に係る取組を推進する。 さらに、安全なサイバー空間に向けた国際連携や広報啓発を推進する。</p>
<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>25年6月14日に開催した第26回警察庁政策評価研究会において有識者の意見を聴取した上で作成した。</p>
<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>「平成24年中のサイバー犯罪の検挙状況等について」(25年3月警察庁) 「平成24年中の「インターネット・ホットラインセンター」の運用状況について」(25年4月警察庁) 「平成24年中の出会い系サイト等に起因する事犯の現状と対策について」(25年2月警察庁)</p>
<p>政策所管課</p>	<p>情報技術犯罪対策課、警備企画課、情報技術解析課</p>
<p>政策評価実施時期</p>	<p>24年4月から25年3月までの間</p>